

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成31年3月

HowTelevision

株式会社ハウテレビジョン

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式226,270千円（見込額）の募集及び株式116,160千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式57,354千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成31年3月20日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ハウテレビジョン

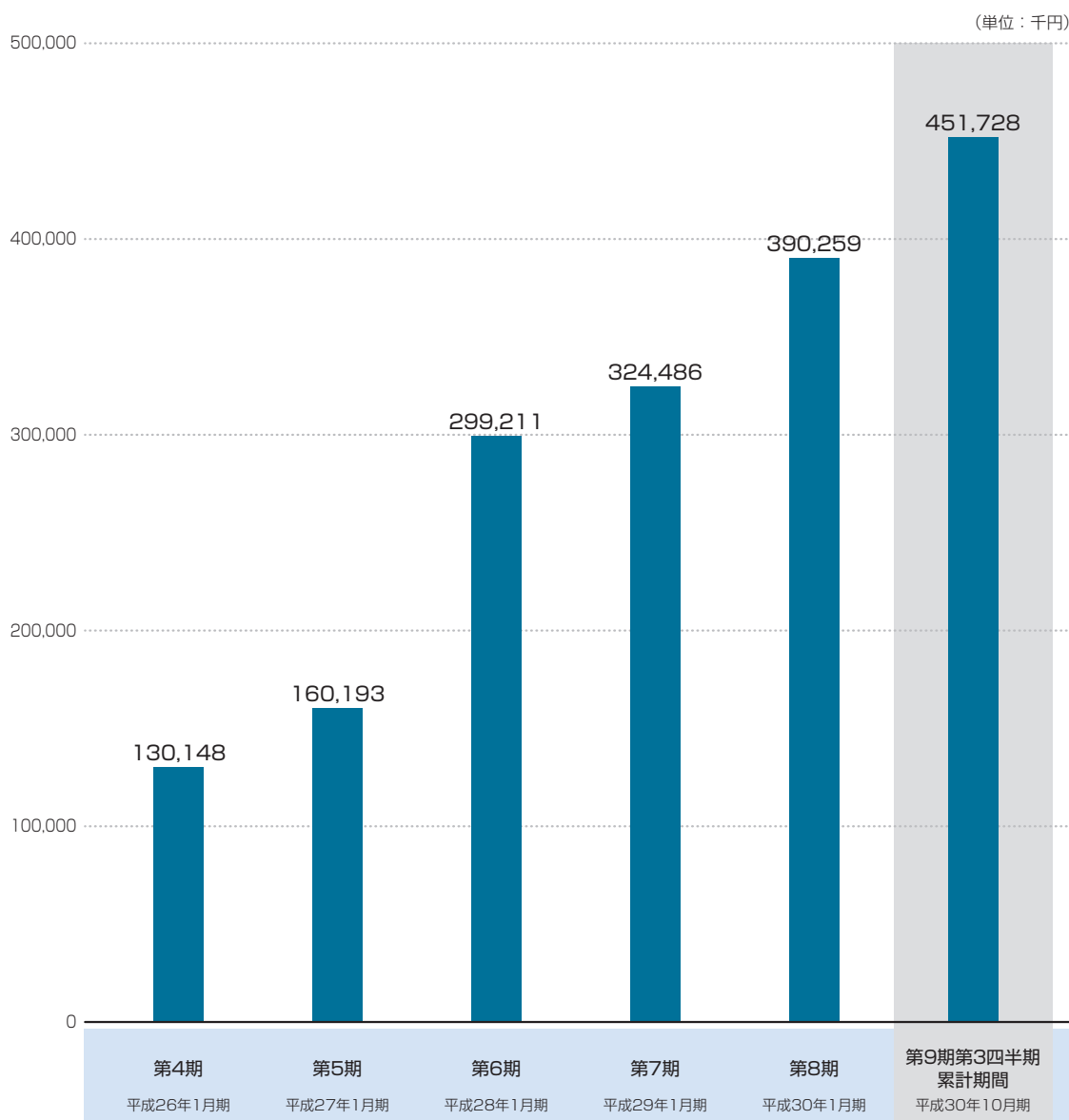
東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

当社は、「全人類の能力を全面開花させ、世界を変える」をミッションステートメント（経営理念）として、新卒学生向けリクルーティング・プラットフォーム「外資就活ドットコム」、若手社会人向けリクルーティング・プラットフォーム「Liiga」及び広告配信プラットフォーム「Elite Youth Recruiting DSP」（DSPサービス）の運営管理等を通じたキャリアプラットフォーム事業を展開しております。

◆ 売上高推移



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 事業の内容

「外資就活ドットコム」は、主に国内又は国外の難関大学に所属する学生の利用を想定した新卒学生リクルーティング・プラットフォームであり、当社が厳選した外資系企業や国内でも入社難易度が高いと目されている企業の募集情報等のみを掲載することにより、主要な登録会員である新卒学生（以下「登録会員」といいます。）につき毎年これら企業への内定者を多数輩出しております。

登録会員は、無料で「外資就活ドットコム」に登録することができ、また、サービスを受けることができます。一方、優秀な学生を採用したいと考える国内外の企業（以下「募集企業等」といいます。）に対し、当社は「外資就活ドットコム」に企業情報の掲載を行ったり、あるいは登録会員に対しアプローチする権限を与えたりするなどして、当該募集企業等から規定の料金を収受することにより、サービスのマネタイズ（収益化）を図っております。

「外資就活ドットコム」に登録する会員は、国内又は国外の難関大学に所属する学生であり、かつ外資系企業や国内でも入社難易度が高いと目されている企業を志望している層が中心であり、このため登録会員の志望企業ランキングにおいては、上位に外資系コンサルティング会社や外資系金融機関が登場するなど、他社競合サービスとは異なる傾向が表れており、この点において、他社競合サービスとの差別化を図るとともに、独自性が強く高付加価値をもったリクルーティング・メディアとしての水準を維持することに貢献しております。

「外資就活ドットコム」の登録会員の特性（難関大学に所属する大学生が主要な登録会員層であること、志望就職先が入社難易度が高いと目されている企業であること等）を踏まえ、「外資就活ドットコム」では無差別に数多の募集企業等の求人情報を掲載することなく、厳選した募集企業等のラインナップの掲載を、また、タイムリーで正確な募集情報を掲載することにより、登録会員及び募集企業等双方にとって価値あるプラットフォームとして機能しております。

「外資就活ドットコム」におけるマネタイズの基本的なコンセプトとしては、登録会員である大学生に対しては無償でコンテンツを提供する一方、募集企業等に対しては当該コンテンツ内に募集広告等を掲載いただくことによって、広告掲載料、成約課金等の手数料を当社が募集企業等から収受するというものであります。

外資就活 外資・日系トップ企業を目指す学生のための就職活動サイト「外資就活ドットコム」

募集を探す 企業を探す 就活体験記 就活コラム コミュニティ 採用インターン ログイン・会員登録 企業や募集、コラムを検索

【実力次第では30歳でプレイヤー?】外資系投資銀行のマーケット部門、セールス職内定のための動き方

特集

【注目】トップ企業の秋冬インターン及採用特集
【20卒向け】トップ企業の秋冬インターンを徹底攻略!!

【注目】外資系企業の本選考対策
いよいよ外資系の本選考シーズン。事前にこれだけはおきたいという内容をまとめました。

投資銀行研究
投資銀行の特徴や企業ごとの違い、社員の待遇やキャリアなど、あらゆる角度から投資銀行に関する情報を掲載しました。

現役社員のお話
人気業界の第一線で働く社会人へのインタビュー記事を掲載

外資系のキャリア NEW!!
【21卒向け】戦略コンサル内定への道～第2弾 戦略コンサルの職位別選考と転職先について～

入社前研修・資格・スキルアップ NEW!!
【どれ位内定取り出し?】銀行も証券も投資銀行も全て全日新卒は流れ違い、証券外務目録??

インタビュー NEW!!
【有名企業別】3分選考対策コラム

「外資就活相談室」回答者の厳選一連級インタビュー: Vol.2 symさん

インタビュー NEW!!
【S級切】1/20 (11)~1/26 (土)締切の人気企業本選考・インタビューES対策まとめ【新日経住金・人日本伊藤・...

ケース勉強・フェルミ問題 NEW!!
【保有版】総合・ITコンサルティングファーム入社のケース面接・面接対策過去問15題完全まとめPDF...

もっと特集を見る

もっと新着コラムを見る

一方、若手社会人向けリクルーティング・プラットフォーム「Liiga」は、「世界で通用する人材を育み未来を創る」をコンセプトに、そのコンテンツであるコラム、ケーススタディや業界研究などを通じて登録会員である若手社会人のスキルアップやキャリア観構築をサポートすることを目的としております。同時に、登録会員に対するキャリアの可能性を広げるサービスとして転職サービスとしての機能も備えております。

就職活動を終えた「外資就活ドットコム」の登録会員（主に国内難関大学に所属する学生）に対し、当社から「Liiga」の案内をすることにより、「Liiga」全体の登録会員の40%程度が「外資就活ドットコム」の登録会員出身者で占められております。この点、募集企業等にとっては、若手ハイクラス層にアプローチできることが当サービスの何よりの強みとなっております。

「Liiga」の運営管理に係る当社の収益の源泉としては、「ダイレクト・リクルーティング^{注1}」「自社エージェント^{注2}」「転職エージェント^{注3}」の三種類があります。「ダイレクト・リクルーティング」の収益は、募集企業等に対するシステム基本利用料や転職が実現した場合の成功報酬がこれに該当しております。「自社エージェント」は、当社が「Liiga」の登録会員を募集企業等に紹介した際に募集企業等より紹介報酬を収受するものです。「転職エージェント」は、「Liiga」を利用する人材エージェントより転職成功報酬を収受するものです。

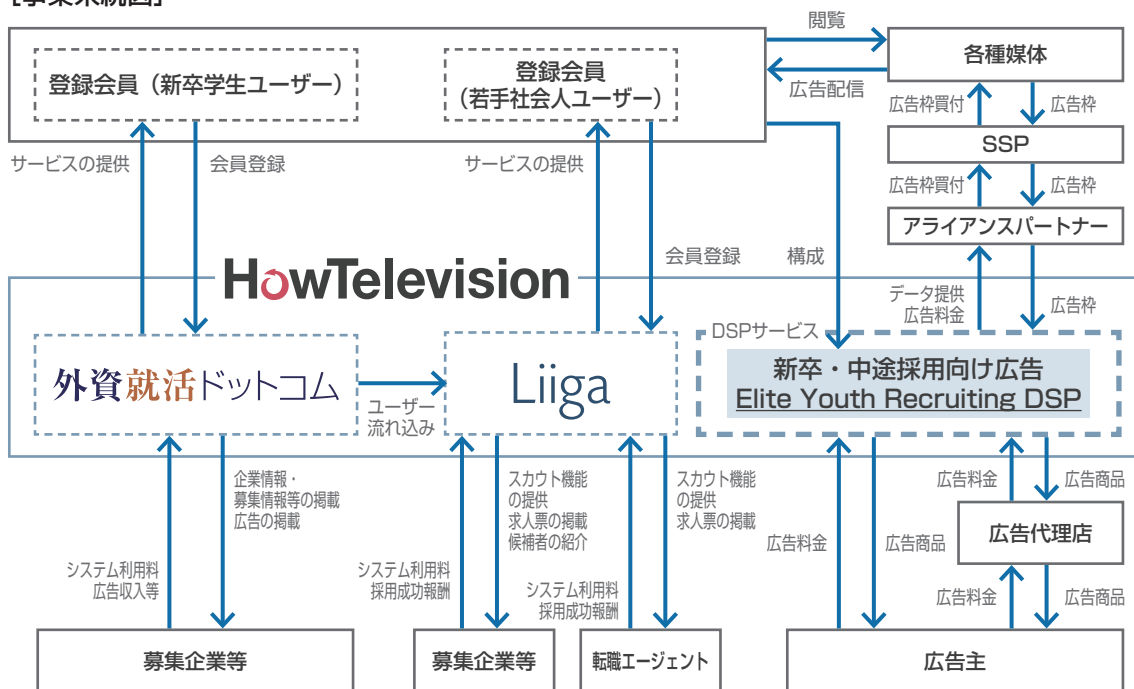
DSPサービスにおいては、「外資就活ドットコム」及び「Liiga」の主要な登録会員である国内又は国外の難関大学に所属する学生及び若手ハイクラス社会人層、通称「Elite Youth」に特化した広告配信プラットフォーム「Elite Youth Recruiting DSP」の運営管理を通じて、広告配信企業等より手数料を収受しております。

注1 ダイレクト・リクルーティング：募集企業等が「Liiga」を利用し登録会員を採用するまでの一連のプロセスを指しております。

注2 自社エージェント：「Liiga」を利用する募集企業等に対し、当社が主体的に登録会員を紹介することを指しております。

注3 転職エージェント：人材エージェントが「Liiga」を利用し、登録会員を自身の顧客企業等に紹介する一連のプロセスを指しております。

【事業系統図】



3 業績等の推移

◆ 提出会社の経営指標等

(単位：千円)

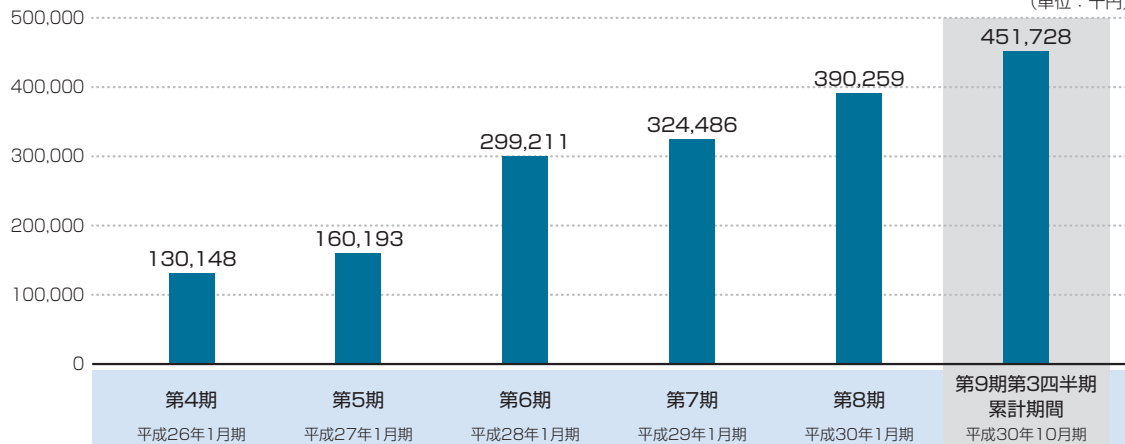
回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第3四半期
決算年月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月	平成30年1月	平成30年10月
売上高	130,148	160,193	299,211	324,486	390,259	451,728
経常利益又は経常損失(△)	15,020	△43,709	△22,643	△11,445	10,751	19,383
当期(四半期)純利益又は 当期純損失(△)	7,311	△44,610	△23,127	△11,830	36,036	10,878
持分法を適用した場合の 投資利益	-	-	-	-	-	-
資本金	6,500	6,500	56,500	56,500	56,500	56,500
発行済株式総数						
普通株式	90	90	90	900,000	900,000	900,000
A種類株式	-	-	10	100,000	100,000	100,000
純資産額	37,323	△7,286	69,586	57,756	93,792	104,671
総資産額	115,114	163,543	254,148	193,001	246,427	279,728
1株当たり純資産額 (円)	414,710.51	△80,958.66	△337,925.32	△46.94	△6.90	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり当期(四半期) 純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額(△)	81,234.56	△495,669.17	△256,966.67	△13.14	40.04	12.09
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	32.4	△4.5	27.4	29.9	38.1	37.4
自己資本利益率 (%)	21.4	-	-	-	47.6	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	-	-	-	△19,622	71,028	-
投資活動による キャッシュ・フロー	-	-	-	△24,414	18,833	-
財務活動による キャッシュ・フロー	-	-	-	△21,817	△17,188	-
現金及び現金同等物の期末 (四半期末)残高	-	-	-	81,631	154,306	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	3 (2)	19 (4)	23 (5)	18 (6)	20 (5)	- (-)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんが、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 4. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第4期は潜在株式が存在しないため、第5期及び第6期は1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため、第7期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であり、また、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、第8期及び第9期第3四半期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 5. 第5期から第7期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
 6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
 8. 第4期から第6期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
 9. 第6期から第8期の1株当たり純資産額の算定に当たっては、種類株式に対する残余財産分配額を控除して算定しております。
 10. 定款に基づきA種類株式の取得請求権を行使したことにより、平成30年12月7日付でA種類株式100,000株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を100,000株交付しております。また、平成31年1月8日付で自己株式として保有するA種類株式をすべて消却しております。従業員は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含む。)は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
 11. 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含む。)は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
 12. 第7期及び第8期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、第9期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査及び四半期レビューを受けております。なお、第4期、第5期及び第6期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
 13. 平成28年11月14日開催の取締役会決議により、同日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。
 14. 第9期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第9期第3四半期累計期間の数値を、資本金・発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第9期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
 15. 当社は、平成28年11月14日付で株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第4期、第5期及び第6期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第3四半期
決算年月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月	平成30年1月	平成30年10月
1株当たり純資産額 (円)	41.47	△8.10	△33.79	△46.94	△6.90	-
1株当たり当期(四半期) 純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額(△)	8.12	△49.57	△25.70	△13.14	40.04	12.09
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	-	-	-	-	-	-

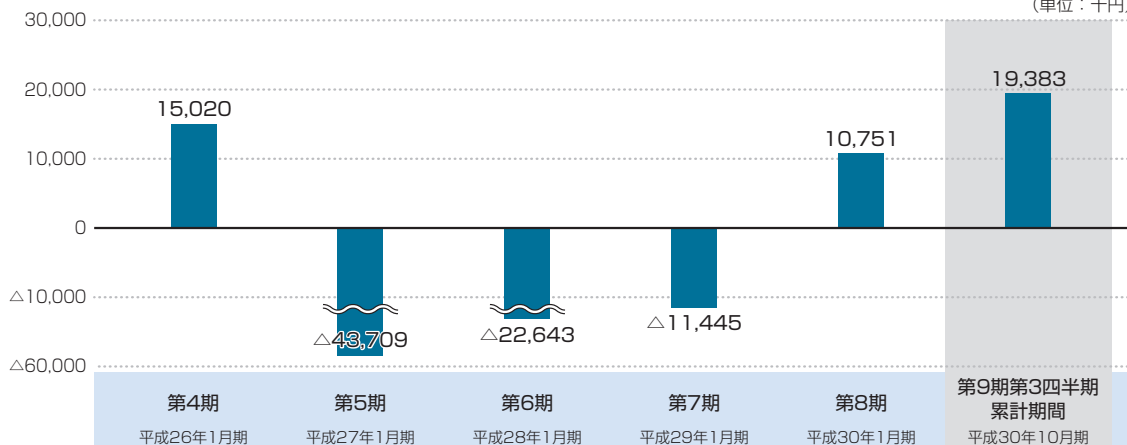
◆ 売上高

(単位：千円)



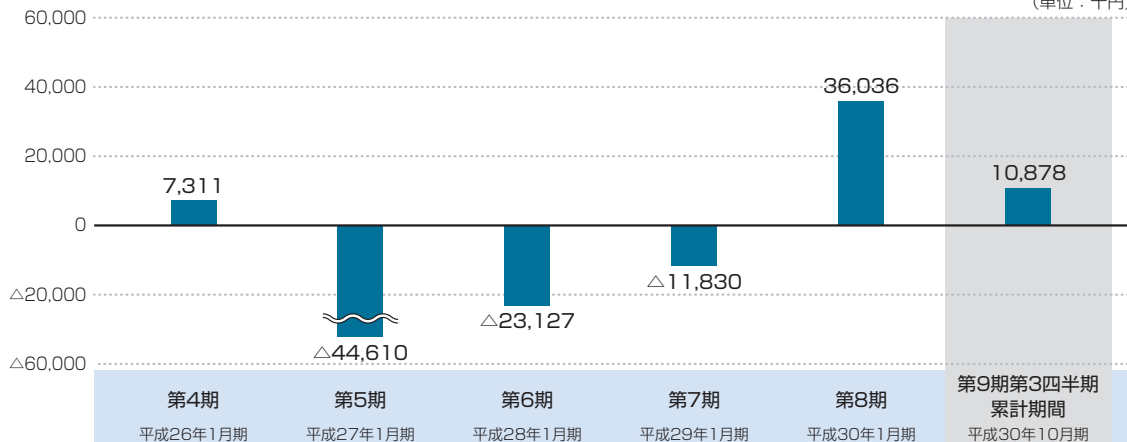
◆ 経常利益又は経常損失(△)

(単位：千円)

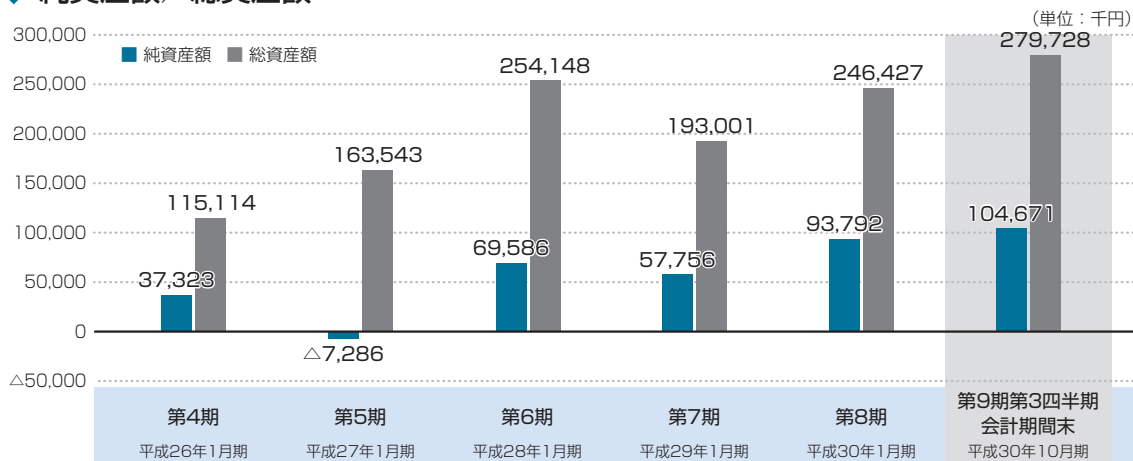


◆ 当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)

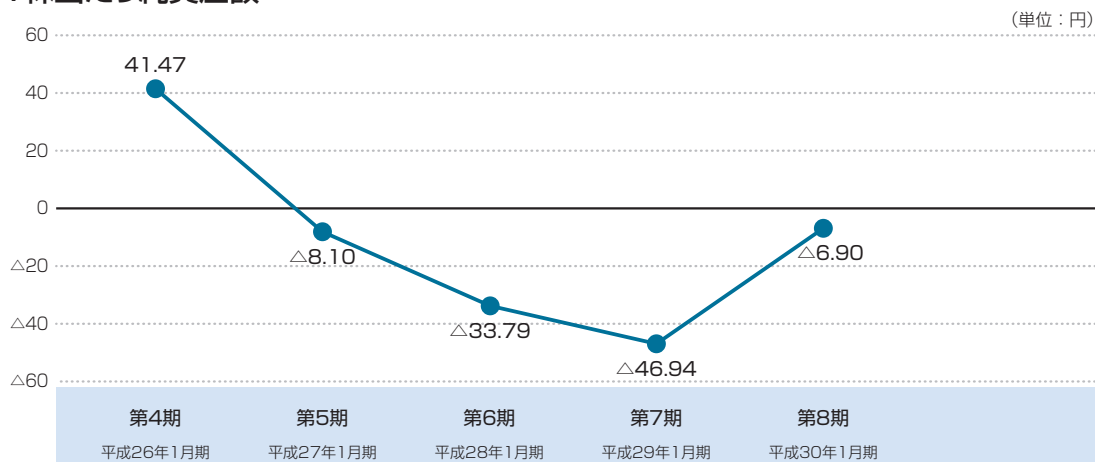
(単位：千円)



◆ 純資産額／総資産額

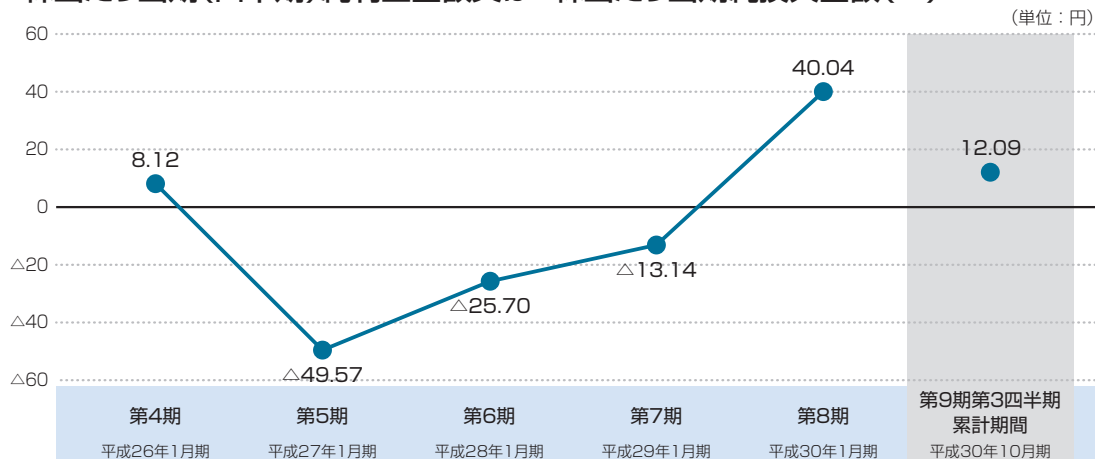


◆ 1株当たり純資産額



(注)当社は、平成28年11月14日付で株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。上記では、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

◆ 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注)当社は、平成28年11月14日付で株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。上記では、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	17
5. 従業員の状況	17
第2 事業の状況	18
1. 業績等の概要	18
2. 生産、受注及び販売の状況	20
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	21
4. 事業等のリスク	23
5. 経営上の重要な契約等	27
6. 研究開発活動	27
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27
第3 設備の状況	29
1. 設備投資等の概要	29
2. 主要な設備の状況	29
3. 設備の新設、除却等の計画	29
第4 提出会社の状況	30
1. 株式等の状況	30
2. 自己株式の取得等の状況	41
3. 配当政策	41
4. 株価の推移	41
5. 役員の状況	42
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	44

第5	経理の状況	50
1.	財務諸表等	51
(1)	財務諸表	51
(2)	主な資産及び負債の内容	87
(3)	その他	89
第6	提出会社の株式事務の概要	105
第7	提出会社の参考情報	106
1.	提出会社の親会社等の情報	106
2.	その他の参考情報	106
第四部	株式公開情報	107
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	107
第2	第三者割当等の概況	110
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	110
2.	取得者の概況	112
3.	取得者の株式等の移動状況	113
第3	株主の状況	114
	[監査報告書]	115

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年3月20日
【会社名】	株式会社ハウテレビジョン
【英訳名】	Howtelevision, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 音成 洋介
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
【電話番号】	03-6427-2862（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 西塚 慎太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
【電話番号】	03-6427-2862（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 西塚 慎太郎
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 226,270,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 116,160,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 57,354,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	220,000（注）2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

- （注）
1. 平成31年3月20日開催の取締役会決議によっております。
 2. 発行数については、平成31年4月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 4. 上記とは別に、平成31年3月20日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式47,400株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成31年4月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成31年4月4日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	220,000	226,270,000	122,452,000
計（総発行株式）	220,000	226,270,000	122,452,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成31年3月20日開催の取締役会決議に基づき、平成31年4月15日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,210円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は266,200,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成31年 4月16日(火) 至 平成31年 4月19日(金)	未定 (注) 4.	平成31年 4月23日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成31年 4月 4日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年 4月15日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成31年 4月 4日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成31年 4月15日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成31年 3月20日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成31年 4月15日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成31年 4月24日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成31年 4月 8日から平成31年 4月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 築地支店	東京都中央区築地二丁目11番21号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成31年4月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村証券株式会社	東京中央区日本橋一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
計	—	220,000	—

- (注) 1. 平成31年4月4日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成31年4月15日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
244,904,000	7,500,000	237,404,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格 (1,210円) を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額237,404千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限52,765千円と合わせた、手取概算額合計上限290,169千円について、事業資金及び人材の採用費用に充当する予定であります。具体的には以下のとおりです。

①事業資金230,169千円

当社の基幹事業であるキャリアプラットフォーム事業、とりわけ「外資就活ドットコム」「Liiga」といったプラットフォームの改良、さらにそれらに付随する新たなサービスへの投資 (事業拡大のための移転費用等を含む。) のための資金 (平成32年1月期: 20,000千円、平成33年1月期: 160,000千円、平成34年1月期: 50,169千円) であります。

②人材の採用費用60,000千円

当社は、平成32年1月期以降、事業の拡大に伴い1年当たり約10人程度の増員を想定しております。当社の事業拡大に優秀な人材の確保は不可欠な課題であり、そのために一人当たり2,000千円程度の採用コスト (平成32年1月期: 20,000千円、平成33年1月期: 20,000千円、平成34年1月期: 20,000千円) を見込んでおります。

なお、具体的な資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成31年4月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	96,000	116,160,000	東京都港区 音成恵里 66,000株 東京都港区 音成洋介 30,000株
計(総売出株式)	—	96,000	116,160,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,210円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成31年 4月16日(火) 至 平成31年 4月19日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店並 びに全国各支店 及び営業所	東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成31年4月15日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)

7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	47,400	57,354,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 47,400株
計(総売出株式)	—	47,400	57,354,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成31年3月20日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式47,400株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,210円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成31年 4月16日(火) 至 平成31年 4月19日(金)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である音成洋介（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成31年3月20日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式47,400株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 47,400株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成31年5月22日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成31年4月4日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成31年4月15日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成31年4月24日から平成31年5月17日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である音成洋介、売出人である音成恵里及び当社株主であるエン・ジャパン株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年10月20日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成31年3月20日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月	平成30年1月
売上高 (千円)	130,148	160,193	299,211	324,486	390,259
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	15,020	△43,709	△22,643	△11,445	10,751
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	7,311	△44,610	△23,127	△11,830	36,036
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	6,500	6,500	56,500	56,500	56,500
発行済株式総数					
普通株式 (株)	90	90	90	900,000	900,000
A種類株式	—	—	10	100,000	100,000
純資産額 (千円)	37,323	△7,286	69,586	57,756	93,792
総資産額 (千円)	115,114	163,543	254,148	193,001	246,427
1株当たり純資産額 (円)	414,710.51	△80,958.66	△337,925.32	△46.94	△6.90
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	81,234.56	△495,669.17	△256,966.67	△13.14	40.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	32.4	△4.5	27.4	29.9	38.1
自己資本利益率 (%)	21.4	—	—	—	47.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△19,622	71,028
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△24,414	18,833
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△21,817	△17,188
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	81,631	154,306
従業員数 (人)	3	19	23	18	20
(外、平均臨時雇用者数)	(2)	(4)	(5)	(6)	(5)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第4期は潜在株式が存在しないため、第5期及び第6期は1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため、第7期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であり、また、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できない

め、第8期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

5. 第5期から第7期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 第4期から第6期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 第6期から第8期の1株当たり純資産額の算定に当たっては、種類株式に対する残余財産分配額を控除して算定しております。
10. 定款に基づきA種類株式の取得請求権を行使したことにより、平成30年12月7日付でA種類株式100,000株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を100,000株交付しております。また、平成31年1月8日付で自己株式として保有するA種類株式をすべて消却しております。
11. 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む。）は（）内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
12. 第7期及び第8期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
なお、第4期、第5期及び第6期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
13. 平成28年11月14日開催の取締役会決議により、同日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。
14. 当社は、平成28年11月14日付で株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第4期、第5期及び第6期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月	平成30年1月
1株当たり純資産額	(円)	41.47	△8.10	△33.79	△46.94	△6.90
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（△）	(円)	8.12	△49.57	△25.70	△13.14	40.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

平成22年2月	東京都練馬区貫井において、キャリアプラットフォーム運営事業を主たる目的として、当社設立（資本金400万円）
平成22年4月	リクルーティング・プラットフォーム「外資就活ドットコム」をリリース
平成23年3月	資本金650万円に増資
平成23年12月	東京都港区六本木に本社移転
平成24年8月	東京都渋谷区渋谷二丁目に本社移転
平成26年1月	東京都渋谷区渋谷三丁目に本社移転
平成26年2月	スマートフォンアプリ「外資就活ドットコム」をApp Store及びGoogle Playにてリリース
平成27年10月	資本金5,650万円に増資
平成28年2月	若手社会人のキャリアアップ支援サービス「Liiga」をリリース
平成29年11月	広告配信プラットフォーム「Elite Youth Recruiting DSP」の運営管理を通じたDSPサービスを開始
平成30年4月	「外資就活ドットコム」「Liiga」と「Elite Youth Recruiting DSP」を組み合わせた広告商品「Elite Youth Marketing Platform」をリリース

3 【事業の内容】

当社は、「全人類の能力を全面開花させ、世界を変える」をミッションステートメント（経営理念）として、新卒学生向けリクルーティング・プラットフォーム「外資就活ドットコム」、若手社会人向けリクルーティング・プラットフォーム「Liiga」及び広告配信プラットフォーム「Elite Youth Recruiting DSP」（DSPサービス）の運営管理等を通じてキャリアプラットフォーム事業を展開しております。

「外資就活ドットコム」は、主に国内又は国外の難関大学に所属する学生の利用を想定した新卒学生リクルーティング・プラットフォームであり、当社が厳選した外資系企業や国内でも入社難易度が高いと目されている企業の募集情報等のみを掲載することにより、主要な登録会員である新卒学生（以下「登録会員」といいます。）につき毎年これら企業への内定者を多数輩出しております。

登録会員は、無料で「外資就活ドットコム」に登録することができ、また、サービスを受けることができます。一方、優秀な学生を採用したいと考える国内外の企業（以下「募集企業等」といいます。）に対し、当社は「外資就活ドットコム」に企業情報の掲載を行ったり、あるいは登録会員に対しアプローチする権限を与えたりするなどして、当該募集企業等から規定の料金を収受することにより、サービスのマネタイズ（収益化）を図っております。

「外資就活ドットコム」に登録する会員は、国内又は国外の難関大学に所属する学生であり、かつ外資系企業や国内でも入社難易度が高いと目されている企業を志望している層が中心であり、このため登録会員の志望企業ランキングにおいては、上位に外資系コンサルティング会社や外資系金融機関が登場するなど、他社競合サービスとは異なる傾向が表れており、この点において、他社競合サービスとの差別化を図るとともに、独自性が強く高付加価値をもったリクルーティング・メディアとしての水準を維持することに貢献しております。

「外資就活ドットコム」の登録会員の特性（難関大学に所属する大学生が主要な登録会員層であること、志望就職先が入社難易度が高いと目されている企業であること等）を踏まえ、「外資就活ドットコム」では無差別に数多の募集企業等の求人情報を掲載することなく、厳選した募集企業等のラインナップの掲載を、また、タイムリーで正確な募集情報を掲載することにより、登録会員及び募集企業等双方にとって価値あるプラットフォームとして機能しております。

「外資就活ドットコム」におけるマネタイズの基本的なコンセプトとしては、登録会員である大学生に対しては無償でコンテンツを提供する一方、募集企業等に対しては当該コンテンツ内に募集広告等を掲載いただくことにより、広告掲載料、成約課金等の手数料を当社が募集企業等から収受するというものであります。

一方、若手社会人向けリクルーティング・プラットフォーム「Liiga」は、「世界で通用する人材を育み未来を創る」をコンセプトに、そのコンテンツであるコラム、ケーススタディや業界研究などを通じて登録会員である若手社会人のスキルアップやキャリア観構築をサポートすることを目的としております。同時に、登録会員に対するキャリアの可能性を広げるサービスとして転職サービスとしての機能も備えております。

就職活動を終えた「外資就活ドットコム」の登録会員（主に国内難関大学に所属する学生）に対し、当社から「Liiga」の案内をすることにより、「Liiga」全体の登録会員の40%程度が「外資就活ドットコム」の登録会員出身者で占められております。この点、募集企業等にとっては、若手ハイクラス層にアプローチできることが当サービスの何よりの強みとなっております。

「Liiga」の運営管理に係る当社の収益の源泉としては、「ダイレクト・リクルーティング^{注1}」「自社エージェント^{注2}」「転職エージェント^{注3}」の三種類があります。「ダイレクト・リクルーティング」の収益は、募集企業等に対するシステム基本利用料や転職が実現した場合の成功報酬がこれに該当しております。「自社エージェント」は、当社が「Liiga」の登録会員を募集企業等に紹介した際に募集企業等より紹介報酬を収受するものです。「転職エージェント」は、「Liiga」を利用する人材エージェントより転職成功報酬を収受するものです。

DSPサービスにおいては、「外資就活ドットコム」及び「Liiga」の主要な登録会員である国内又は国外の難関大学に所属する学生及び若手ハイクラス社会人層、通称「Elite Youth」に特化した広告配信プラットフォーム「Elite Youth Recruiting DSP」の運営管理を通じて、広告配信企業等より手数料を収受しております。

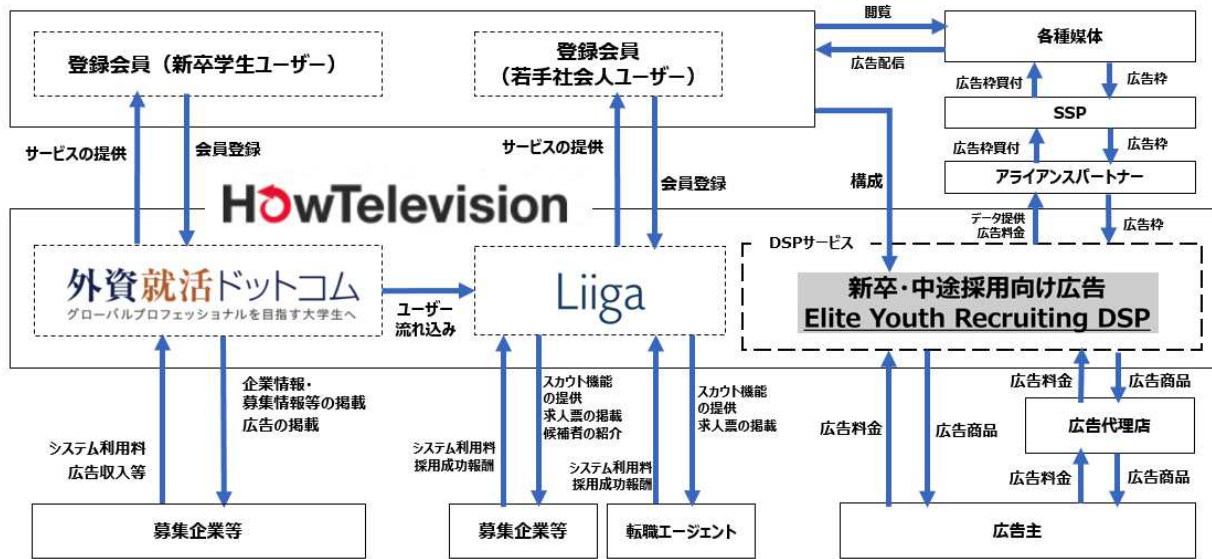
注1 ダイレクト・リクルーティング：募集企業等が「Liiga」を利用し登録会員を採用するまでの一連のプロセスを指しております。

注2 自社エージェント：「Liiga」を利用する募集企業等に対し、当社が主体的に登録会員を紹介することを指しております。

注3 転職エージェント：人材エージェントが「Liiga」を利用し、登録会員を自身の顧客企業等に紹介する一連のプロセスを指しております。

以上述べた事項を事業系統図で表すと、以下のとおりであります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成31年2月28日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
32(8)	32.5	1.7	6,544,311

セグメントの名称	従業員数（人）
キャリアプラットフォーム事業	32 (8)
合計	32 (8)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社はキャリアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第8期事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善などの影響を受け、力強さを欠くものの緩やかな回復基調が続いております。また、海外経済においては、米国を中心とした先進国は堅調に推移しているものの、北朝鮮情勢をめぐる地政学的リスクの高まりや金融資本市場の変動の影響が懸念されるなど、先行きが不透明な状況が続いております。

このような中、当社の事業領域である人材・就職支援業界においては、平成29年12月の有効求人倍率が1.59倍（前年同月は1.43倍。厚生労働省調査）、完全失業率が2.8%（前年同月は3.1%。総務省統計局調査）を記録するなど、引き続き労働者・求職者にとって有利な水準で推移しております。また、大手企業の平成29年度新卒学生採用予定数が増加基調にある（株式会社マイナビ調査）ことが明らかになり、依然として労働者・求職者の売り手市場の状況が続いております。

当社は、このような事業環境の中で、当社の事業の核である「外資就活ドットコム」の機能拡充やサービスの向上に取り組み、「外資就活ドットコム」のさらなる機能の開発によりポジションを更に強固なものとするため、積極的な開発への投資を引き続き行っております。このような「外資就活ドットコム」の継続的な進化を通じ、学生、企業双方の信頼を得、当事業年度末における学生の登録会員数は累計134,205人（前期末比23,574人増）、当事業年度の月間平均送客^{注1}数は19,012人（前期比3,582人増）、月間平均DAU^{注2}数は2,038人（前期比176人増）と増加し、優秀な新卒学生の採用意欲を持つ企業にとっての効用も向上することとなりました。

また、前事業年度においてリリースした第2新卒市場を中心とした若手ハイクラス層をターゲットとしたリクルーティング・プラットフォーム「Liiga」については、企業向けにダイレクトリクルーティングサービスと人材エージェント向けにスカウトサービスを展開するとともに、当社が「Liiga」の登録会員を企業に紹介する自社エージェントサービスを開始いたしました。以上の結果、当事業年度末における登録会員数は累計16,562人（前期末比11,160人増）、当事業年度の月間平均MAU^{注3}数は2,083人、月間平均マッチング数は336人（前期比159人増）となり、「外資就活ドットコム」に次ぐ当社の事業の軸として成長しつつあります。

この結果、当事業年度の売上高は390,259千円（前期比20.3%増）、営業利益は11,837千円（前期は10,131千円の営業損失）、経常利益は10,751千円（前期は11,445千円の経常損失）となりました。また、特別利益として保険解約返戻金を13,652千円計上し、さらに当事業年度及び今後の業績動向を勘案し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、回収可能性がある部分について繰延税金資産及び法人税等調整額11,922千円を計上することとなったことから、当期純利益は36,036千円（前期は11,830千円の当期純損失）となっております。

なお、当社はキャリアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

注1 送客：当社のサイトから、クライアントの採用ページまたは募集の応募フォームに送客した数を示しております。

注2 DAU：Daily Active Userの略称であり、1日当たりの当社サービスを利用したユーザーの数を示しております。

注3 MAU：Monthly Active Userの略称であり、1カ月の間に一度でも当社サービスを利用したユーザーの数を示しております。

第9期第3四半期累計期間（自 平成30年2月1日 至 平成30年10月31日）

当第3四半期累計期間における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善などの影響を受け、力強さを欠くものの緩やかな回復基調が続いております。また海外経済においては、先進国の経済指標等は堅調に推移しているものの、米国と中国の貿易摩擦への懸念や米国における金融市場の長期金利の急上昇の影響が世界各国の株式市場に波及するなど、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような中、当社の事業領域である人材・就職支援業界においては、平成30年9月の有効求人倍率が1.64倍（前年同月は1.54倍。厚生労働省調査）、完全失業率が2.3%（前年同月は2.8%。総務省統計局調査）を記録するなど、引き続き労働者・求職者にとって有利な水準で推移しております。また、厚生労働省と文部科学省が共同で調査した平成31年3月大学等卒業予定者の就職内定状況は、当該大学等卒業予定者の就職内定率は77.0%（平成30年10月1日現在）と、平成9年3月卒の調査開始以降同時期で過去最高となり、依然として労働者・求職者の売り手市場の状況が続いていることが伺えます。

当社は、このような事業環境の中で、当社の事業の核である「外資就活ドットコム」のポジションをさらに強固なものとするため、引き続き機能拡充やサービスの向上に取り組んでおります。その結果、当第3四半期会計期間末現在の「外資就活ドットコム」の学生の登録会員数は累計163,164人、当第3四半期累計期間における月間平均送客数は28,231人、月間平均DAU数は3,044人となりました。

また、第2新卒市場を中心とした若手ハイクラス層をターゲットとしたリクルーティング・プラットフォーム「Liiga」については、企業向けにダイレクトリクルーティングサービス及び自社エージェントサービスを、人材エージェント向けにスカウトサービスを引き続き展開しております。この結果、当第3四半期会計期間末における登録会員数は累計23,107人、当第3四半期累計期間における月間平均MAU数は2,813人、月間平均マッチング数は572人となりました。

さらに、平成29年11月に開始したDSPサービスについては、若手エリートをターゲットとしたマーケティング課題に対し、「外資就活ドットコム」及び「Liiga」のユーザーデータを活用して多様な広告ソリューションを提供できるよう商品開発を行い、事業の拡充を進めております。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は451,728千円、営業利益は20,106千円、経常利益は19,383千円、四半期純利益は10,878千円となっております。

なお、当社はキャリアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第8期事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ72,674千円増加し、154,306千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により得られた資金は71,028千円（前期は19,622千円の使用）となりました。主な収入要因は税引前当期純利益24,403千円、減価償却費20,543千円、前受金の増加額26,459千円であり、主な支出要因は、保険解約返戻金13,652千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により得られた資金は18,833千円（前期は24,414千円の使用）となりました。収入要因は、保険積立金の解約による収入36,410千円であり、支出要因は、無形固定資産の取得による支出17,576千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により使用した資金は17,188千円（前期は21,817千円の使用）となりました。支出要因は、長期借入金の返済による支出17,188千円であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

第8期事業年度及び第9期第3四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。

サービスの名称	第8期事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)		第9期 第3四半期累計期間 (自 平成30年2月1日 至 平成30年10月31日)
	販売額 (千円)	前年同期比 (%)	販売額 (千円)
外資就活ドットコム	363,857	113.3	375,835
Liiga	20,503	607.2	44,312
DSPサービス	5,898	—	31,581
合計	390,259	120.3	451,728

- (注) 1. 当社の事業セグメントは、キャリアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、サービス別の販売実績を記載しております。
2. 第9期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、最近2事業年度の主な相手先別の販売実績は、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

相手先	第9期第3四半期累計期間 (自 平成30年2月1日 至 平成30年10月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社リクルートキャリア	77,154	17.1

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来の関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「全人類の能力を全面開花させ、世界を変える」ことをミッションステートメント（経営理念）としてキャリアプラットフォーム事業を展開しております。また、以下の5つの項目を当社が大切にしている価値観（バリュー）として“Challenge Tour”と定義し、これを当社役員全員が共有し日常の業務に臨んでおります。

“Challenge Tour”

Challenge

途方もないミッションに到達するためには、絶え間ない挑戦がだいじ。発想の器のふたをゴリゴリとはずして、脳みその中身を大空にかっ飛ばしてみる。自らの専門性を鍛え上げつつも、まったく異分野のスキルも身体に染みこませてみる。目標に到達するために、大胆に優先順位を変えてみる。もっと良い解決策はないか、複数の課題を一気に片付けられないか。そういった日々の葛藤が自らを新しいステージに上げていく。「どちらがよりチャレンジングか」を意識し、毎日をアドベンチャーにしていこう。

Transparency

「こうすればいい」「ここが問題だ」というのは周田が驚くくらいに正直かつオープンに話していこう。そこに立場や声の大きさは関係ない。所属や属性だってもちろん関係ない。それはなんといってもチームのためのことであり、果ては目標に到達する上で必要なこと。そしてちゃんとすべてをつまびらかにしていこう。オープンなチャネルで議論して、誰もがみえる場所に開示しておき、密室で決めてしまうことはしない。困っていることがあるのなら正直に開示していく。知ることで協力したり、助け合ったりすることだってできるのだから。

Ownership

自らを動機付け、圧倒的な当事者となって動いていこう。ミッション達成に向けて、1人1人が取り組む課題は大きいだけでなく、先が見えないことも多いし、ひるんでしまうこともあるかもしれない。必死に考えた施策がおもったとおりにいかずに、悔しさに打ち震えることもあるかもしれない。しかし失敗は成功への糧。「どうすればいいと思うのか」といった仮説をもって、与えられたミッションをやりきっていこう。

Userfirst

ユーザーを何よりも大切にしていこう。彼らがいまいどういった心理なのか。この機能やページをみて、彼らはどういった気持ちになっていくのか。どういったメッセージを伝えることができれば、彼らが本当に笑顔になれるのか。どうすれば彼らの能力が開花し、世界で活躍することができるのか。サービス提供者がエライなんてことはない。画面の向こう側にはうん万というユーザーがいる。虚心坦懐に彼らの気持ちを聞き、芯を捉えながら、自らの行動を再確認していこう。

Respect

1人1人の強みを理解し、それに敬意を払っていこう。チームハウテレビジョンにいるメンバーはさまざまな能力をもったプロフェッショナル。みんなが少しずつ違った強みを持つ、異能集団だ。エネルギー高いメンバーがぶつかりあって、化学反応が起き、絶大なバリューを生み出していく。そのためには相手の背景やこれまでやってきたことを十分理解し、どういった枠組みで価値を発揮しているのかに思いを馳せることがだいじ。価値観はみんな異なるのはあたりまえ。その大事にしたいことを受け止めて、さらに強いエネルギーを放出していこう。

(2) 経営環境

当社は、人材ビジネス市場を事業領域としており、新卒学生向けリクルーティング・プラットフォーム「外資就活ドットコム」及び若手社会人向けリクルーティング・プラットフォーム「Liga」の管理運営並びにDSPサービスを通じたキャリアプラットフォーム事業を展開しております。

人材ビジネス市場、とりわけ新卒学生のリクルート市場においては、平成30年度の採用活動について「前年よりも厳しくなる」と回答した企業が73.3%（株式会社マイナビ調べ）に達しており、少子高齢化が進行している日本においては、今後もますますこの傾向が顕著になることが予想されます。また、平成30年度にインターンシップを実施したり計画したりしている企業は、平成24年度の同社調査開始以来、56.7%と最も高い水準となっており、新卒学生が就職活動を本格的に開始する前に、なんとか人員を確保したいとする企業側の姿勢が垣間見えています。

当社は、このような経営環境下においては、優秀な新卒学生の採用を企業間で競争する状況が促進され企業側が採用予算を多く確保する必要性が生じ、当社のサービスを展開していくにあたってポジティブな材料になるものと考えております。

(3) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 当社が提供するサービスの拡張及びコンテンツの充実

「(2) 経営環境」でも記載しましたとおり、当社は、キャリアプラットフォーム事業の領域において「外資就活ドットコム」、「Liiga」及びDSPサービスを展開しております。これらのプラットフォームは、学生や若手社会人の就職活動・転職活動支援やキャリアアップ支援を目的としている一方、募集企業等においては、学生や若手社会人にアプローチするための場としての機能も備えております。会員である学生・若手社会人に対しより一層のバリューを提供していくため、また、募集企業等に対し一人でも優秀な人材と出会うことができる場であるため、当社は、「外資就活ドットコム」、「Liiga」及びDSPサービスの継続的な拡張及びコンテンツの一層の充実が重要な経営課題であると認識しております。

当社は、このような経営課題に対応するため、システム開発やマーケティング等に必要な経営資源を確保し、今後も様々な新しいサービスやコンテンツをこれらのプラットフォーム内で展開してまいります。

② 「外資就活ドットコム」「Liiga」の認知度の向上

当社は、当社の事業規模拡大のためには、当社が管理運営する「外資就活ドットコム」及び「Liiga」のさらなる認知度の向上が必要不可欠であると考えておりますが、「外資就活ドットコム」及び「Liiga」の会員数は、大手の同業他社のサービスと比較しても、まだまだ拡大の余地があるものと認識しております。当社では今後インターネット広告を中心としたPR活動を効果的に実施するとともに、より多くのユーザーが当社の運営サイトに集まる体制の整備を進め、「外資就活ドットコム」「Liiga」の認知度の向上に積極的に取り組んでまいります。

③ 優秀な人材の確保及び人材育成

当社は、今後のさらなる事業拡大を目指すうえで、システムの開発部門及び営業部門等における優秀な人材の確保及びその人材の育成が重要な課題であると認識しております。

人材の確保については、積極的な中途採用活動を実施し、当社のミッションステートメントに共感を持つ人材の採用を行ってまいります。人材の育成については、採用した人材のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築を行うことで、最大限の実力を発揮できる組織体制の強化及び最適な人員配置を実施してまいります。

④ 社内管理体制の強化

当社は、今後のさらなる事業拡大のため、積極的な採用等により役職員を増加させていく方針ですが、組織規模の拡大に応じたさらなる社内管理体制の強化・充実が必要不可欠であります。そのため、管理部門の補強やシステムの強化を引き続き実施してまいります。

⑤ 技術革新への対応

当社が展開する事業の属する人材ビジネス市場は、近年の急速な技術革新の恩恵を受け、多角的なサービスが生まれ続けております。当社は、技術革新のスピードは今後も不可逆的に進行すると考えており、会員ファーストを念頭に置いた新サービスの展開を常に検討しております。今後の事業展開においても、こうした技術革新への積極的な対応は当社事業の成長に不可欠であり、最新の技術動向のフォロー、役職員への教育等を通じて、会員のニーズにマッチしたサービスの開発を継続してまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) インターネット関連市場について

当社はキャリアプラットフォーム事業を主力事業としておりますが、当社が管理運営する「外資就活ドットコム」、「Liiga」及びDSPサービスはインターネットを通じて顧客または会員等にサービスを提供しております。このため、当社事業の発展のためには、さらなるインターネット関連市場の拡大が必要であると考えております。とりわけインターネットにアクセスするための端末は、スマートフォンの普及及びIoTの進展により多様化の様相を見せております。

当社がこのようなインターネット関連市場の事業環境の変化に適切に対応できなかった場合、または、新たな法的規制等によりインターネット関連市場の成長が鈍化した場合、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 四半期ごとの業績変動について

当社のキャリアプラットフォーム事業は、新卒学生の就職活動が本格化する時期や募集企業等のインターンの募集の時期において登録会員・募集企業等のトラフィックが増大し、また当社の収益もこの時期に大きく増加する傾向にあります。そのため、当社の売上高の成長は、年間を通じて平準化されずに、四半期決算の業績が著しく変動する可能性があります。

なお、平成30年1月期及び平成31年1月期における売上高及び営業損益は以下のとおりであります。

(平成30年1月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日)	第2四半期会計期間 (自 平成29年5月1日 至 平成29年7月31日)	第3四半期会計期間 (自 平成29年8月1日 至 平成29年10月31日)	第4四半期会計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年1月31日)	事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
売上高	98,535	104,835	81,380	105,508	390,259
営業利益	17,738	10,005	△18,409	2,502	11,837

(平成31年1月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自 平成30年2月1日 至 平成30年4月30日)	第2四半期会計期間 (自 平成30年5月1日 至 平成30年7月31日)	第3四半期会計期間 (自 平成30年8月1日 至 平成30年10月31日)
売上高	145,650	182,104	123,974
営業利益	10,096	29,292	△19,282

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 上記の四半期会計期間の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの四半期レビューは受けておりません。

(3) 経営成績の変動について

当社の事業領域である人材ビジネス市場は、市場規模が緩やかな拡大を続けていながらも、競合環境、価格動向、景気変動とそれに伴う雇用情勢の変化やビジネスモデルの規制等の影響を受ける可能性があり、将来が不透明な部分が数多く存在します。

このような環境下において、当社は事業規模の拡大とサービスの多様化を図るため、これまでの当社の事業展開により培ったノウハウを活かして収益性の高い事業の創出に積極的に取り組んでおりますが、当社の想定以上に成果が上がらない場合や予測困難なコスト等の発生に伴い当社の事業計画を達成できない場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 当社サービスの業績の達成確度に関する不確実性について

① 他社との競合について

当社は「外資就活ドットコム」及び「Liiga」の管理運営並びにDSPサービスを通じたキャリアプラットフォーム事業を主たる事業領域としておりますが、当事業領域においては大手企業を始めとして多くの事業者が事業の展開をしております。当社は、ハイクラス人材の利用を想定したプラットフォームの構築、募集企業等の厳選等に取り組み、これら多くの事業者が提供するサービスとの差別化を図っております。

しかしながら、当社と同様のサービスを展開する事業者との競合激化や、競合事業者が提供するサービスに対し十分な差別化が図れなかった場合、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定のサービスへの依存について

当社のキャリアプラットフォーム事業は、現在、特定のサービス「外資就活ドットコム」に大きく依存した事業となっております。当社は今後も「外資就活ドットコム」のコンテンツの価値向上に努めるとともに、「Liiga」やDSPサービスなどの他サービス・派生サービスを積極的に展開し、競合企業のサービスとの差別化を図ってまいります。上記①に記載のとおり、競合企業との競争激化等が、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 新規サービスについて

上記①のとおり、当社は「外資就活ドットコム」及び「Liiga」の管理運営並びにDSPサービスを通じたキャリアプラットフォーム事業を主たる事業領域としておりますが、さらなる事業の拡大を目指し、新規サービスの開発に取り組んでおります。しかしながら、新規事業においては、追加的に開発費用や広告宣伝費等の先行投資が必要とされ、その結果当社の利益率の低下を招く可能性があります。また、新規事業には不透明な点が多く、先行投資額が想定を上回る場合があります。さらに、想定した収益が得られない場合、新規事業からの撤退という経営判断をする可能性もあります。このような場合、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 少子高齢化について

日本国内では少子高齢化が進んでおり、当社が提供するサービスを登録会員として利用すると想定される学生・若手社会人を始めとする若年層の数は緩やかに減少しております。

当社が提供するサービスは、学生や若手社会人のうち、キャリア形成に対する意欲が高い層をターゲットとしており、当該層については今後も一定程度の規模を維持していくものと想定されますが、ターゲット層が減少基調に陥った場合は、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 広告宣伝の効果について

当社事業にとって、事業の中核である「外資就活ドットコム」、「Liiga」の登録会員（新卒学生、若手社会人等）の増加は非常に重要な要素であり、インターネット等を通じたプロモーション活動により広告宣伝活動を積極的に実施し登録会員数の増加を図っております。

広告宣伝活動に関しては、当社が想定する登録会員の属性に可能な限りアプローチできるように最適な施策を実施しておりますが、登録会員数の増加が、必ずしも当社の想定どおりに進捗しない可能性があります。この場合、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 社歴が浅いことについて

当社は平成22年2月に設立されており、設立後10年に満たない社歴の浅い会社であります。したがって、過去の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の業績のみでは、今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

(6) 特定人物への依存について

当社の創業者であり代表取締役社長である音成洋介は、当社創業以来当社の事業に深く関与しており、当社の経営戦略の構築やその実行に際して重要な役割を担っております。当社は特定の人物に依存しない体制を構築すべく組織体制の強化を図っており、同氏に過度に依存しない経営管理体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏の業務執行が困難になった場合、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 組織が少人数編成であることについて

本書提出日現在、当社は業務執行上必要最低限での人数の組織編成となっております。今後の事業拡大を見据え、優秀な人材の確保及び育成を行うとともに業務執行体制の充実を図っておりますが、これらの施策が適時適切に遂行されなかった場合、または、役職員等の予期せぬ退職があった場合、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 内部管理体制について

当社は、今後の事業運営及び事業拡大に対応すべく、内部管理体制について一層の充実を図る方針であります。しかしながら、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅延が生じた場合、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 優秀な人材の確保及び育成について

当社の事業が継続的に成長していくためには、優秀な人材の確保、育成及び定着は経営上の重要な課題であります。当社は、必要な人材を確保するため十分な採用予算を確保し、また入社社員に対する研修の実施を通じ、当社の将来を担う優秀な人材の確保・育成に努め、社内研修やレクリエーション等を通じて役職員間のコミュニケーションを図ることで、定着率の向上を図っております。

しかしながら、必要な人材の採用が想定どおり進捗しない場合、採用し育成した役職員が当社の事業に寄与しなかった場合、あるいは育成した役職員が退職した場合には、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 技術革新等について

当社が事業を展開している人材ビジネス市場においては、インターネットを始めとする様々な技術革新の恩恵を受けその方法論やサービスの提供方法等が大きく変わりつつあります。そのため、人材ビジネス市場におけるプレイヤーはその変化に柔軟に対応していく必要があります。当社においても、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築するのみならず、優秀な人材の確保及び教育等により技術革新や、会員・募集企業等のニーズの変化に迅速に対応できるよう務めております。

しかしながら、当社が技術革新や会員・募集企業等のニーズの変化に適時に対応できない場合、また、技術革新等の変化への対応のために設備投資や人件費等多くの費用の支出を要する場合、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 当社サービスのシステムの安定性について

当社のキャリアプラットフォーム事業は、プラットフォームである「外資就活ドットコム」及び「Liiga」の管理運営を通じたサービスの提供が主たる収益の源泉となっており、上記プラットフォームのシステムの安定的な稼働が、当社の業務遂行上必要不可欠な要素となっております。そのため、当社はシステムの運営に不可欠な設備投資を実施するだけでなく、サーバー設備やネットワーク状況を常時監視し、障害の兆候が見られた場合には適時に対応が取られる体制を整備し、システム障害の発生を未然に防ぐことに努めております。

しかしながら、当社が予期しない上記プラットフォームへのアクセスの急増、コンピューターウィルスや人的な破壊行為、システム担当者の過誤、自然災害等の発生等によるサービスの中断ないしは停止により、当社が社会的信用を喪失した場合、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 不正アクセスについて

近年、特定の企業や団体を狙ったサイバー攻撃（情報システムへの不正アクセス）が頻発しております。当社は、これら不正アクセスによる被害を未然に防止するため、当社役職員が使用するパソコンのウイルス対策や情報システムのセキュリティ対策を実施しておりますが、万が一、不正アクセスにより被害を受けた場合、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 訴訟等について

当社は、本書提出日現在において提起されている訴訟はありません。しかしながら、将来何らかの事由の発生により、訴訟等による請求を受ける可能性があります。このような事態が生じた場合、当社の社会的信用が毀損するほか、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 知的財産権について

当社による第三者の知的財産権侵害の可能性については、適切な専門家と連携を図ること等により調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社の事業領域に関する第三者の知的財産権の完全把握は困難であり、当社の認識外において他社の知的財産権を侵害する可能性を完全に否定することはできません。この場合、使用差止請求や損害賠償請求等により、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 個人情報保護について

当社では個人情報取扱事業者として多数のユーザー、取引先、従業員等の個人情報を保有しております。

当社では、法令や各種ガイドラインに基づいて、「個人情報保護規程」を定めて適切な管理を図るとともに、役職員への教育、システムのセキュリティ強化、個人情報取扱状況の内部監査等を実施し、個人情報管理の強化に努めております。また、当社の管理体制の十分性を継続的に担保するものとして、平成31年3月にはプライバシーマークを取得しております。しかしながら、万が一個人情報の漏洩が発生した場合には、当社に対する損害賠償請求や社会的信用の失墜により、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 法的規制について

当社は、当社が事業を展開するキャリアプラットフォーム事業において、人材紹介サービスを行っております。人材紹介事業は、職業安定法に基づき、有料職業紹介事業として厚生労働大臣の許可を必要とします。当社は、平成29年11月1日から平成34年10月31日の間での許可を受けており、適宜更新を行う方針であります。したがって、当該事業の運営に関して、現在は事業の継続に支障をきたす事象は発生していませんが、将来的に職業安定法第32条の9に定められた欠格事項等が判明した場合には、許可の取り消し、業務停止命令または業務改善命令の対象となるおそれがあります。それらが当社の事業運営に大きな支障をきたす結果、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元については重要な経営課題の一つとして認識しております。しかしながら、当社は現在成長段階にあり、より一層の内部留保の充実を図り、収益基盤の安定化・多様化や新規の投資にこれを充当することによりさらなる事業拡大を図ることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、その時点における経営成績及び財政状態を勘案しつつ株主に対し利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(18) 資金使途について

新規上場時の新株発行により調達した資金の使途は、「外資就活ドットコム」及び「Liga」の改良、機能追加、新規サービスへの投資及び人材の採用費用等に充当する計画であります。しかしながら、日々変化する経営環境に適切に対応するため、当初計画した資金使途に拠らない投資に充当する可能性があります。また、計画通りに資金を充当した場合においても、当初見込んでいた効果を得られない可能性があります。

(19) ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員の長期的な企業価値向上に対する士気向上及びインセンティブを目的とし、新株予約権（以下「ストック・オプション」という）を付与しております。本書提出日現在、ストック・オプションの目的となる株式数は64,000株であり、発行済株式総数1,000,000株の6.4%に相当します。これらのストック・オプションが行使された場合、新株式が発行され株式価値が希薄化する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらは過去の実績等を勘案し合理的な判断のもとに見積りを行っておりますが、見積りによる不確実性のため、実際の結果は異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第8期事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

(資産)

当事業年度末における流動資産は前事業年度末より73,734千円増加し、179,113千円となりました。主な増減要因は、現金及び預金の増加72,674千円、繰延税金資産の増加6,436千円、売掛金の減少5,999千円などによるものであります。

当事業年度末における固定資産は前事業年度末より20,308千円減少し、67,313千円となりました。主な増減要因は、繰延税金資産の増加2,375千円、保険積立金の減少22,757千円などによるものであります。

以上の結果、総資産は53,425千円増加し、246,427千円となりました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は前事業年度末より26,592千円増加し、138,300千円となりました。主な増減要因は、前受金の増加26,459千円、未払金の増加額6,871千円、1年内返済予定の長期借入金の減少11,076千円などによるものであります。

当事業年度末における固定負債は前事業年度末より9,203千円減少し、14,334千円となりました。主な減少要因は、長期借入金の減少6,112千円、繰延税金負債の減少3,110千円などによるものであります。

以上の結果、負債は17,389千円増加し、152,634千円となりました。

(純資産)

当事業年度末における純資産は前事業年度末より36,036千円増加し、93,792千円となりました。増加要因は、当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加36,036千円によるものであります。

第9期第3四半期累計期間（自 平成30年2月1日 至 平成30年10月31日）

(資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は前事業年度末より19,749千円増加し、198,863千円となりました。主な増減要因は、売掛金の増加28,949千円、繰延税金資産の減少6,436千円などでありあります。

当第3四半期会計期間末における固定資産は前事業年度末より13,551千円増加し、80,865千円となりました。主な増加要因は、ソフトウェアの増加13,855千円などによるものであります。

以上の結果、総資産は33,300千円増加し、279,728千円となりました。

(負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は前事業年度末より25,263千円増加し、163,564千円となりました。主な増加要因は、前受金の増加17,933千円、買掛金の増加2,342千円などによるものであります。

当第3四半期会計期間末における固定負債は前事業年度末より2,841千円減少し、11,493千円となりました。主な減少要因は、長期借入金の減少2,856千円でありあります。

以上の結果、負債は22,422千円増加し、175,057千円となりました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は前事業年度末より10,878千円増加し、104,671千円となりました。増加要因は、四半期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加10,878千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第8期事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

当事業年度の売上高は390,259千円（前期比20.3%増）となりました。これは、「外資就活ドットコム」の機能拡充やサービスの向上に取り組んだことにより、学生の登録会員数、月間平均送客数、月間平均DAU数といった当社が重視している主要なKPI指数が上昇したこと、また「Liiga」においては、当社が「Liiga」の登録会員を企業に紹介する自社エージェントサービスを開始したことなどにより、新規顧客を多く獲得したことによります。

当事業年度の売上原価は99,241千円（同5.5%減）となりました。これは主に設備等の減価償却費の減少や売上原価に集計している労務費の減少によるものであります。

以上の結果、売上総利益は291,017千円（同32.6%増）となりました。

当事業年度の販売費及び一般管理費は279,180千円（同21.6%増）となりました。これは主に積極的な人材採用に伴う採用教育費の増加や上場準備等に伴い発生した支払報酬の増加によるものであります。

以上の結果、営業利益は11,837千円（前期は10,131千円の営業損失）となりました。

当事業年度の営業外収益は2千円（同92.3%減）となりました。

当事業年度の営業外費用は1,088千円（同18.8%減）となりました。主な内訳は借入金の支払利息であります。

以上の結果、経常利益は10,751千円（前期は11,445千円の経常損失）となりました。

当事業年度の特別利益は13,652千円（前期は発生なし）となりました。内容は保険解約返戻金であります。

以上の結果に加え、当事業年度及び今後の業績動向を勘案し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、回収可能性がある部分について繰延税金資産及び法人税等調整額11,922千円を計上することとなったことから、当期純利益は36,036千円（前期は11,830千円の当期純損失）となりました。

第9期第3四半期累計期間（自 平成30年2月1日 至 平成30年10月31日）

当第3四半期累計期間の売上高は451,728千円となりました。これは、「外資就活ドットコム」「Liiga」といった当社の主要サービスにおける新規顧客の獲得等に加え、平成29年11月から開始したDSPサービスの拡充があったことによるものであります。

当第3四半期累計期間の売上原価は99,323千円となりました。主な内訳は設備等の減価償却費や労務費などであります。

以上の結果、売上総利益は352,405千円となりました。

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は332,299千円となりました。主な内訳は給料及び手当、支払報酬などであります。

以上の結果、営業利益は20,106千円となりました。

当第3四半期累計期間の営業外収益は9千円となりました。

当第3四半期累計期間の営業外費用は731千円となりました。主な内訳は借入金の支払利息であります。

以上の結果、経常利益は19,383千円、四半期純利益は10,878千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4 事業等のリスク」に記載をしましとおり、当社は、市場環境の変化、業績の季節変動、競合他社との競争、特定人物への依存、少人数編成組織であること並びに優秀な人材の確保及び育成等、様々なリスク要因が当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があるものと認識しております。

このため、当社は、当社が提供するサービスの拡張及びコンテンツの充実、当社サービスの認知度の向上、優秀な人材の確保及び育成並びに社内管理体制の強化等に積極的に取り組むことにより、財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を低減させ、リスク要因に対して適切に対応していく所存であります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社の経営者は、「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載をしましとおり、今後当社がさらなる成長と発展を継続していくためには、厳しい環境下で様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。

そのために、当社は引き続き「全人類の能力を全面開花させ、世界を変える」ことをミッションステートメント（経営理念）として、より魅力あるコンテンツの開発、システムの安定的な稼働への対応、営業人員の増員による事業拡大、組織体制への整備等を行ってまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第8期事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

当事業年度の主な設備投資はありません。また、重要な設備の除却または売却等はありません。

第9期第3四半期累計期間（自 平成30年2月1日 至 平成30年10月31日）

当第3四半期累計期間の主な設備投資はありません。また、重要な設備の除却または売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

平成30年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	業務施設	8,842	30,603	39,446	20 (5)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 金額は消費税等を含めておりません。

3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

4. 本社の建物は賃借中のものであり、帳簿価額は建物附属設備について記載しております。本社の建物の年間賃借料は30,444千円であります。

5. 当社の事業セグメントは、キャリアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成31年2月28日現在）

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

(注) 平成31年1月15日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、発行可能株式総数を変更したことにより、また同日付で当社の定款からA種類株式に関する規定が削除されたことにより、発行可能株式総数は普通株式4,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,000,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,000,000	—	—

- (注) 1. 平成30年12月7日付でA種類株式100,000株を自己株式として取得するのと引き換えに普通株式100,000株を交付しております。なお、平成31年1月8日開催の取締役会で会社法第178条の規定に基づき、A種類株式を消却することを決議し、同日付で消却したことにより、同日付で発行済株式総数は、普通株式1,000,000株となっております。
2. 平成31年1月15日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、同日付で当社の定款からA種類株式に関する規定を削除しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成28年11月14日臨時株主総会決議、平成28年11月14日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成31年2月28日)
新株予約権の数(個)	67,100(注)1	11,500(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,100(注)1	11,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成30年11月15日 至平成38年11月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	同左
新株予約権の行使の条件	①本新株予約権者は権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。 ②本新株予約権の相続はこれを認めない。 ③その他権利行使の条件は、別途当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ハウテレビジョン第1回新株予約権割当契約書」に従う。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株であります。なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併や分割等の条件を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（本新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）または自己株式の処分が行われる場合、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & & \text{新規発行} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} & + & & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & & \\ & & & & & & \text{新規発行前の株価} & \\ & & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新規発行株式数} & \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式総数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えます。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の取得の条件

- (1) 上記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、本新株予約権者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合、または新株予約権者が新株予約権発行要項に違反した場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができます。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案が株主総会で承認された場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができます。

4. 組織再編時の取り扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

第2回新株予約権（平成30年4月27日定時株主総会決議、平成30年4月27日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成31年2月28日)
新株予約権の数（個）	—	453（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	45,300（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	1,100（注）2
新株予約権の行使期間	—	自 平成32年4月28日 至 平成40年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 1,100 資本組入額 550
新株予約権の行使の条件	—	①本新株予約権者は権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。 ②本新株予約権の相続はこれを認めない。 ③その他権利行使の条件は、別途当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ハウテレビジョン第2回新株予約権割当契約書」に従う。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）4

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併や分割等の条件を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（本新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）または自己株式の処分が行われる場合、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & & \text{新規発行} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} & + & & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & & \\ & & & & & & \text{新規発行前の株価} & \\ & & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新規発行株式数} & \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式総数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えます。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の取得の条件

- (1) 上記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、本新株予約権者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合、または新株予約権者が新株予約権発行要項に違反した場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができます。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案が株主総会で承認された場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができます。

4. 組織再編時の取り扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

第3回新株予約権（平成30年4月27日定時株主総会決議、平成30年7月31日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成31年2月28日)
新株予約権の数(個)	—	72(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	7,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,100(注)2
新株予約権の行使期間	—	自平成32年8月1日 至平成40年7月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1,100 資本組入額 550
新株予約権の行使の条件	—	①本新株予約権者は権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。 ②本新株予約権の相続はこれを認めない。 ③その他権利行使の条件は、別途当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ハウテレビジョン第3回新株予約権割当契約書」に従う。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併や分割等の条件を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（本新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）または自己株式の処分が行われる場合、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & & \text{新規発行} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & & & \text{株式数} & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} & + & & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & & \\ & & & & & & & \text{新規発行前の株価} \\ & & & & & & & \\ & & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新規発行株式数} & \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式総数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えます。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の取得の条件

- (1) 上記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、本新株予約権者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合、または新株予約権者が新株予約権発行要項に違反した場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができます。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案が株主総会で承認された場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができます。

4. 組織再編時の取り扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成27年10月5日 (注) 1	A種類株式 10	普通株式 90 A種類株式 10	50,000	56,500	50,000	52,500
平成28年11月14日 (注) 2	普通株式 899,910 A種類株式 99,990	普通株式 900,000 A種類株式 100,000	—	56,500	—	52,500
平成30年12月7日 (注) 3	普通株式 100,000	普通株式 1,000,000 A種類株式 100,000	—	56,500	—	52,500
平成31年1月8日 (注) 4	A種類株式 △100,000	普通株式 1,000,000	—	56,500	—	52,500

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 株式会社MIDベンチャーキャピタル、SMBCベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任組合、
みずほ成長支援投資事業有限責任組合

発行価格 10,000,000円

資本組入額 5,000,000円

2. 株式分割 (1 : 10,000) によるものであります。
3. 定款に基づきA種類株式の取得条項を行使したことにより、平成30年12月7日付でA種類株式100,000株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を100,000株交付しております。
4. 平成31年1月8日開催の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有するA種類株式をすべて消却しております。

(5) 【所有者別状況】

平成31年2月28日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	2	3	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	1,000	—	—	9,000	10,000	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	10.00	—	—	90.00	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成31年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,000,000	10,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

平成31年2月28日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によっております。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成28年11月14日臨時株主総会決議、平成28年11月14日取締役会決議）

決議年月日	平成28年11月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社監査役 2 当社従業員 19
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）役員のリ退任及び従業員のリ退職等による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、従業員5名となっております。

第2回新株予約権（平成30年4月27日定時株主総会決議、平成30年4月27日取締役会決議）

決議年月日	平成30年4月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社監査役 2 当社従業員 27
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）従業員のリ退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、取締役3名、監査役2名及び従業員25名となっております。

第3回新株予約権（平成30年4月27日定時株主総会決議、平成30年7月31日取締役会決議）

決議年月日	平成30年7月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第4号に該当するA種類株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
最近事業年度における取得自己株式 (平成29年2月1日～平成30年1月31日)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種類株式 100,000	—

(注) 当社は、定款に基づきA種類株式の取得請求権を行使したことにより、平成30年12月7日付でA種類株式100,000株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を100,000株交付しております。また、平成31年1月8日開催の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有するA種類株式をすべて消却しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	最近事業年度		最近期間	
		株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	A種類株式	—	—	100,000 (注)	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—	—

(注) 平成31年1月8日開催の取締役会決議により、同日付でA種類株式をすべて消却しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元については重要な経営課題の一つとして認識しております。しかしながら、当社は現在成長段階にあり、より一層の内部留保の充実を図り、収益基盤の安定化・多様化や新規の投資にこれを充当することによりさらなる事業拡大を図ることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

以上の点により、当社は創業以来配当は実施しておらず、また今後においても当面の間は内部留保の充実を図っていく方針であります。なお、内部留保資金につきましては、当社事業のさらなる成長のため、システムの拡大・改善や優秀な人材の確保等、有効活用していく所存であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案のうえ、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ではありますが、現時点においては、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針として考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性8名 女性一名 (役員のうち女性の比率 -%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	音成 洋介	昭和55年8月27日生	平成18年4月 バークレイズ・キャピタル証券会社東京支店(現 バークレイズ・キャピタル証券株式会社) 入社 平成19年5月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合(現 株式会社アドバンテッジパートナーズ) 入社 平成22年2月 当社設立 代表取締役社長(現任)	(注) 3	700,000
取締役		長村 禎庸	昭和57年10月27日生	平成18年4月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス) 入社 平成21年11月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 平成29年6月 当社取締役(現任)	(注) 3	-
取締役	管理本部長	西塚 慎太郎	昭和57年10月25日生	平成19年9月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成25年10月 株式会社オープンドア入社 平成29年10月 当社入社 平成29年11月 当社取締役管理本部長(現任)	(注) 3	-
取締役		赤池 敦史	昭和47年3月30日生	平成11年7月 プライスウォーターハウスクーパーズ(アメリカニュージャージー州) 入社 平成12年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 平成14年4月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合(現 株式会社アドバンテッジパートナーズ) 入社 平成27年4月 シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン株式会社代表取締役社長パートナー(現任) 平成29年5月 当社取締役(現任) 平成30年8月 株式会社ココナラ取締役(現任)	(注) 3	-
取締役		秋山 純	昭和53年8月17日生	平成14年4月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス) 入社 平成26年4月 株式会社リクルートライフスタイル執行役員 平成28年10月 株式会社リクルート住まいカンパニー執行役員(現任) 平成30年4月 当社取締役(現任)	(注) 3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		大橋 克己	昭和28年12月1日生	昭和52年4月 大和証券株式会社入社 昭和62年5月 ナットウエスト証券会社入社 平成2年5月 ダブリュアイカー証券会社入社 平成4年6月 大和ファイナンス株式会社(現 大和企業投資株式会社)入社 平成12年7月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社取締役管理部長 平成15年12月 同社専務取締役管理本部長 平成21年6月 同社監査役 平成22年11月 株式会社CJプライムショッピング入社 平成29年9月 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	—
監査役		森下 俊光	昭和48年10月9日生	平成10年10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 平成14年3月 優成監査法人(現 太陽有限責任監査法人)入所 平成14年4月 公認会計士登録 平成15年11月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 平成28年7月 株式会社ZAIZEN入社 平成28年7月 株式会社スタジオアタオ取締役 平成28年9月 株式会社ZAIZEN取締役(現任) 平成29年9月 当社監査役(現任)	(注) 4	—
監査役		小栗 久典	昭和44年9月8日生	平成4年4月 株式会社東芝入社 平成13年10月 竹田稔法律事務所(現竹田・服部法律事務所)入所 平成22年1月 外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所入所 平成24年4月 内田・鮫島法律事務所(現弁護士法人内田・鮫島法律事務所)入所 平成26年1月 弁護士法人内田・鮫島法律事務所 パートナー(現任) 平成29年4月 Kudan株式会社 監査役(現任) 平成30年4月 当社監査役(現任)	(注) 5	—
計						700,000

- (注) 1. 取締役赤池敦史及び秋山純は、社外取締役であります。
2. 監査役大橋克己、森下俊光及び小栗久典は、社外監査役であります。
3. 平成30年4月27日開催の第8回定時株主総会終結の時から、平成31年1月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成29年9月1日から、平成33年1月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成30年4月27日開催の第8回定時株主総会終結の時から、平成34年1月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「全人類の能力を全面開花させ、世界を変える」というミッションステートメント（経営理念）を達成するため事業を展開しております。

当社は、「企業の価値を高め株主の利益を最大化することを目標とする」との基本的認識とコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方に据え、株主の権利を重視し、また、社会的信頼に応え、持続的かつ健全な成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

② 企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役2名を選任したことにより、当社内部に留まらず、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

(b) 監査役会

当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。社外監査役は、金融機関経験者、公認会計士、弁護士であり、それぞれの職業倫理や得意領域の観点より経営監視を実施しております。

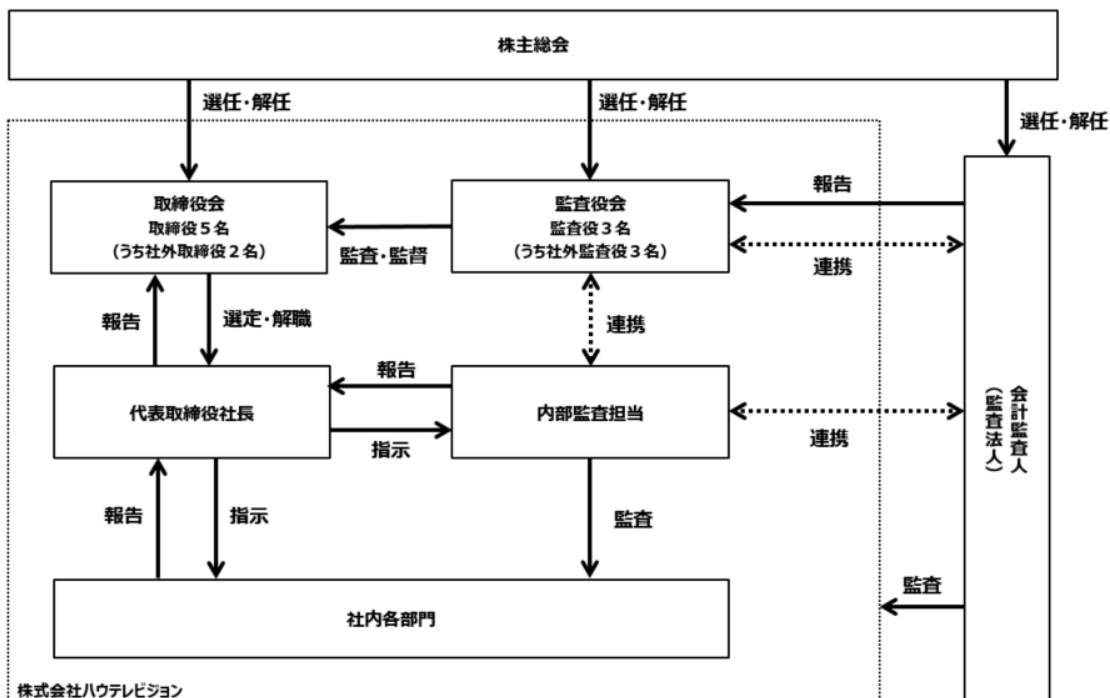
(c) 経営会議

経営会議は、原則毎月1回の頻度で開催をしており、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、経営に関する重要な事項を審議・決裁することにより、代表取締役社長及び取締役会を補佐する役割を担っております。

経営会議は常勤の取締役全員で構成され、また監査役も経営会議に出席できる旨定めております。これらの者以外の経営会議への出席は、構成員の協議をもってその者を出席させ、その意見を聴取することができます。

b. 当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下のとおりとなります。



c. 内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として「内部統制システムの基本方針」を定めております。

「内部統制システムの基本方針」の内容は以下のとおりであります。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ 経営理念及び行動指針の主旨徹底を図ることにより、役職員のコンプライアンス意識の醸成及び向上に努めるものとする。
 - ロ 役職員は、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議及び社内規程等の定めに従い、職務を執行するものとする。
 - ハ 社外取締役及び社外監査役を設置して、取締役の職務執行に対する牽制並びに監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めるものとする。
 - ニ 内部監査を徹底して、使用人の法令、定款及び社内規程等の遵守状況を確認し、必要に応じて是正を講ずるものとする。
 - ホ 内部通報制度を設けるほか、コンプライアンスに関する教育研修を実施して、コンプライアンス体制の充実に努めるものとする。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 議事録、稟議書及び職務執行に係る重要な情報が記載されたその他の文書等は、法令及び文書管理規程等に基づき、電磁的記録又は文書により、秘密保持に万全を期して保存するとともに、適時に閲覧できるよう検索性の高い状態での管理に努めるものとする。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 経営や業績に大きな影響を及ぼす恐れのあるリスクについて、その発生を未然防止するために取締役会及び経営会議に報告のうえ対応を協議するものとする。
 - ロ リスク管理規程を整備して、不測の事態に迅速に対応できる体制を整備するものとする。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役会を毎月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。
 - ロ 取締役は、取締役会で決定した経営の基本方針等の下に職務執行するとともに、その執行状況を取締役に報告するものとする。
 - ハ 業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく職務執行について、迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築するものとする。
 - ニ 経営会議により予実管理を徹底するほか、役職員が経営情報を可能な限り共有することで、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上を図るものとする。
 - ホ 役職員が経営会議により経営情報を可能な限り共有するとともに、予実管理を徹底して、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上を図るものとする。
- (e) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助すべき使用人を置くものとする。
- (f) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
- イ 監査役を補助すべき使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた場合にその指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
 - ロ 監査役を補助すべき使用人の任命、異動等の決定については、監査役の事前の同意を得るものとし、人事考課については、監査役の意見を考慮して行うものとする。

- (g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ 監査役は、取締役会へ出席するほか、必要に応じて経営会議及びその他の重要な会議に出席して、又はその議事録等を閲覧するものとする。
 - ロ 取締役及び使用人は、監査役から報告を求められた場合は、必要な報告及び情報提供を適切に行うものとする。
 - ハ 取締役及び使用人は、経営や業績に大きな影響を及ぼす恐れのある事項や重大な法令又は定款違反並びにその他不正行為に関する事項を予見し、又は発見した場合は、直ちに監査役に報告するものとする。
 - ニ 取締役及び使用人が、監査役へ報告したことを理由とする不利な取り扱い及び報復行為等を禁止するものとする。

- (h) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を当社に対して請求した場合は、当該請求に係る費用等が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれを処理するものとする。

- (i) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 監査役は、監査役職務の実効性を確保するために、代表取締役社長、取締役、内部監査責任者及びその他重要な使用人等と必要に応じて意見交換するほか、代表取締役社長に対して監査役職務の体制整備等を要請することができるものとする。
 - ロ 経営会議及びその他の重要な会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けるものとする。
 - ハ 監査役、内部監査責任者及び会計監査人との連携体制の整備に協力するものとする。

- (j) 反社会的勢力排除に向けた体制
 - イ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。
 - ロ 取引開始に際して、取引先の反社会性を検証するものとする。
 - ハ 取引先に反社会性が確認された場合は、速やかに取引を解消するものとする。
 - ニ 平素から、法律顧問及び警察等の外部専門機関と連携して情報収集に努めるとともに、有事における対応体制を整備するものとする。

- (k) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - イ 経理業務に係る規程等を整備するとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令等を遵守して、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実を図るものとする。
 - ロ 内部監査による継続的なモニタリングにより、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を把握並びに評価して、必要に応じて是正するものとする。

d. リスク管理体制の整備の状況

当社では、事業運営上のリスクに関し、そのリスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的としてリスク管理規程を制定し、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置してリスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図ることとしております。なお、リスク管理委員会は、上記委員長のほか、管理本部長を副委員長とし役員及び役職者を委員とする構成としております。各委員は担当部門のリスク管理の責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合にはリスク管理委員会へ報告することとなっております。

③ 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

a. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査につきましては、内部監査責任者1名の指揮下、内部監査担当者2名が担当しております。内部監査は、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、内部監査を全部署に対して実施し、監査結果については代表取締役社長に報告する体制となっております。内部監査は、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、法令、定款及び諸規程への準拠性を確かめ、会社財産の保全、業務運営の適正性の確保を図り、もって経営の合理化と業務効率向上に資することを基本方針として実施しております。なお、内部監査責任者及び内部監査担当者は、監査役及び会計監査人ともそれぞれ独立した監査を実施しつつも、随時情報交換を行うなど、相互連携による効率性の向上を目指しております。

当社の監査役会は、監査役3名（全員が社外監査役）により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は、定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査は、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会への出席、実地監査、取締役又は使用人への意見聴取を行っております。さらに、内部監査責任者及び内部監査担当者並びに会計監査人と定期的にミーティングを実施するなど、連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

b. 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は沼田敦史氏及び瀧野恭司氏の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。なお、継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、会計士試験合格者等2名、その他5名であります。

④ 社外取締役及び社外監査役に関する事項

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役赤池敦史氏は、コンサルティング会社、投資ファンド等の経験を経て、シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン株式会社の代表取締役社長パートナーを務めており、経営戦略、ファイナンスの分野における豊富な経験と高い見識を有しております。

社外取締役秋山純氏は、リクルートグループにおいて様々な事業の推進ののち、現在は株式会社リクルート住まいカンパニーの執行役員を務めており、人材ビジネス業界・インターネット業界等における豊富な知見を有しております。

社外監査役大橋克己氏は、証券会社や投資ファンドにおける長年の勤務経験があり、コーポレートガバナンス、コーポレートファイナンスの分野における豊富な経験と高い見識を有しております。

社外監査役森下俊光氏は、公認会計士として培われた高度な人格と専門的な会計知識を有しております。

社外監査役小栗久典氏は、弁護士及び弁理士として培われた高度な人格と専門的な法知識等を有しております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

なお、秋山純氏が執行役員を務める株式会社リクルート住まいカンパニー及び同社のグループ会社各社と当社と営業上の取引関係がありますが、各社との取引条件及びその決定方法は、他の取引先と同様の条件であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。また、赤池敦史氏及び大橋克己氏は当社新株予約権を10個、森下俊光氏は当社新株予約権を3個保有しております。これらの関係以外に、当社と社外取締役及び社外監査役の間に、人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

⑤ 役員報酬等

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	役員退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	36,064	36,064	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	900	900	—	—	—	1
社外監査役	6,650	6,650	—	—	—	4

b. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。個別の報酬額については、取締役会の決議によって決定しております。

監査役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査役会により決定しております。

⑥ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年7月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑪ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 責任限定契約の内容

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
7,200	—	9,200	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査公認会計士等からの見積提案をもとに監査計画、監査の日数等を検討し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）及び当事業年度（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成30年8月1日から平成30年10月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成30年2月1日から平成30年10月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に迅速に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへの参加及び刊行物の定期購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	81,631	154,306
売掛金	19,515	13,515
貯蔵品	481	760
前払費用	3,551	3,959
繰延税金資産	—	6,436
その他	255	136
貸倒引当金	△55	—
流動資産合計	105,379	179,113
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,575	12,575
減価償却累計額	△2,875	△3,733
建物（純額）	9,700	8,842
工具、器具及び備品	114	114
減価償却累計額	△114	△114
工具、器具及び備品（純額）	—	—
有形固定資産合計	9,700	8,842
無形固定資産		
ソフトウェア	29,562	30,603
無形固定資産合計	29,562	30,603
投資その他の資産		
敷金	25,262	25,262
保険積立金	22,757	—
長期前払費用	339	229
繰延税金資産	—	2,375
投資その他の資産合計	48,359	27,867
固定資産合計	87,622	67,313
資産合計	193,001	246,427

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	—	2,587
短期借入金	※ 50,000	※ 50,000
1年内返済予定の長期借入金	17,188	6,112
未払金	4,251	11,122
未払費用	3,792	8,090
未払法人税等	180	290
前受金	26,790	53,249
預り金	1,234	1,843
その他	8,269	5,005
流動負債合計	111,707	138,300
固定負債		
長期借入金	18,504	12,392
繰延税金負債	3,110	—
資産除去債務	1,923	1,942
固定負債合計	23,537	14,334
負債合計	135,245	152,634
純資産の部		
株主資本		
資本金	56,500	56,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	52,500
資本剰余金合計	52,500	52,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△51,243	△15,207
利益剰余金合計	△51,243	△15,207
株主資本合計	57,756	93,792
純資産合計	57,756	93,792
負債純資産合計	193,001	246,427

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成30年10月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	149,787
売掛金	42,464
その他	6,610
流動資産合計	198,863
固定資産	
有形固定資産	8,562
無形固定資産	
ソフトウェア	44,458
その他	1,837
無形固定資産合計	46,295
投資その他の資産	
敷金	25,262
その他	743
投資その他の資産合計	26,006
固定資産合計	80,865
資産合計	279,728
負債の部	
流動負債	
買掛金	4,930
短期借入金	50,000
1年内返済予定の長期借入金	4,284
未払金	12,719
未払法人税等	262
前受金	71,183
その他	20,184
流動負債合計	163,564
固定負債	
長期借入金	9,536
資産除去債務	1,957
固定負債合計	11,493
負債合計	175,057
純資産の部	
株主資本	
資本金	56,500
資本剰余金	52,500
利益剰余金	△4,328
株主資本合計	104,671
純資産合計	104,671
負債純資産合計	279,728

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
売上高	324,486	390,259
売上原価	105,047	99,241
売上総利益	219,438	291,017
販売費及び一般管理費	※ 229,570	※ 279,180
営業利益又は営業損失 (△)	△10,131	11,837
営業外収益		
受取利息	12	1
受取手数料	—	0
消費税等差額	0	0
還付加算金	13	—
その他	0	0
営業外収益合計	26	2
営業外費用		
支払利息	1,230	978
支払手数料	110	110
営業外費用合計	1,340	1,088
経常利益又は経常損失 (△)	△11,445	10,751
特別利益		
保険解約返戻金	—	13,652
特別利益合計	—	13,652
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△11,445	24,403
法人税、住民税及び事業税	180	290
法人税等調整額	205	△11,922
法人税等合計	385	△11,632
当期純利益又は当期純損失 (△)	△11,830	36,036

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)		当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		72,700	69.2	69,446	70.0
II 経費	※	32,347	30.8	29,795	30.0
当期売上原価		105,047	100.0	99,241	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) ※ 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)	当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)
減価償却費 (千円)	26,537	19,844
地代家賃 (千円)	5,141	4,326

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成30年2月1日 至平成30年10月31日)
売上高	451,728
売上原価	99,323
売上総利益	352,405
販売費及び一般管理費	332,299
営業利益	20,106
営業外収益	
受取利息	1
受取手数料	8
営業外収益合計	9
営業外費用	
支払利息	676
支払手数料	55
その他	0
営業外費用合計	731
経常利益	19,383
税引前四半期純利益	19,383
法人税、住民税及び事業税	262
法人税等調整額	8,242
法人税等合計	8,504
四半期純利益	10,878

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	56,500	52,500	52,500	△39,413	△39,413	69,586	69,586
当期変動額							
当期純損失（△）				△11,830	△11,830	△11,830	△11,830
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							—
当期変動額合計	—	—	—	△11,830	△11,830	△11,830	△11,830
当期末残高	56,500	52,500	52,500	△51,243	△51,243	57,756	57,756

当事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	56,500	52,500	52,500	△51,243	△51,243	57,756	57,756
当期変動額							
当期純利益				36,036	36,036	36,036	36,036
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							—
当期変動額合計	—	—	—	36,036	36,036	36,036	36,036
当期末残高	56,500	52,500	52,500	△15,207	△15,207	93,792	93,792

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△11,445	24,403
減価償却費	27,212	20,543
貸倒引当金の増減額(△は減少)	—	△55
受取利息	△12	△1
支払利息	1,230	978
保険解約返戻金	—	△13,652
売上債権の増減額(△は増加)	△10,222	5,999
たな卸資産の増減額(△は増加)	386	△279
仕入債務の増減額(△は減少)	—	2,587
未払金の増減額(△は減少)	△8,108	3,720
前受金の増減額(△は減少)	△13,179	26,459
その他	△4,743	1,479
小計	△18,883	72,184
利息の受取額	12	1
利息の支払額	△1,230	△978
法人税等の還付額	768	1
法人税等の支払額	△290	△180
営業活動によるキャッシュ・フロー	△19,622	71,028
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	△18,920	△17,576
敷金の差入による支出	△1,942	—
保険積立金の積立による支出	△3,551	—
保険積立金の解約による収入	—	36,410
投資活動によるキャッシュ・フロー	△24,414	18,833
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△21,817	△17,188
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,817	△17,188
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△65,854	72,674
現金及び現金同等物の期首残高	147,486	81,631
現金及び現金同等物の期末残高	※ 81,631	※ 154,306

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	3～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年～5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	3～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年～5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、財務諸表への影響は軽微であります。

当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末の借入実行残高は次の通りであります。

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
当座貸越極度額	50,000千円	50,000千円
借入実行残高	50,000	50,000
差引額	—	—

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度2.0%、当事業年度3.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度98.0%、当事業年度96.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
役員報酬	38,388千円	43,614千円
給料及び手当	71,680	69,715
支払手数料	30,195	27,181
賃借料	22,950	25,199
支払報酬	16,717	37,136
減価償却費	675	699
貸倒引当金繰入額	—	△55

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	90	899,910	—	900,000
A種類株式 (注)	10	99,990	—	100,000
合計	100	999,900	—	1,000,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種類株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加899,910株及びA種類株式の発行済株式総数の増加99,990株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	900,000	—	—	900,000
A種類株式	100,000	—	—	100,000
合計	1,000,000	—	—	1,000,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種類株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
現金及び預金勘定	81,631千円	154,306千円
現金及び現金同等物	81,631	154,306

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

重要性に乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

重要性に乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき必要な資金は自己資金の充当又は銀行借入により調達しております。一時的な余資は短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内の与信管理等の規定に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金は、オフィスの賃貸借契約に基づき預託したものであり、預託先の信用リスクに晒されております。保険積立金は、倒産防止共済及び生命保険契約であり、拠出先の団体又は会社の信用リスクに晒されております。これらのリスクに関しては、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

営業債務である未払金、未払費用及び未払法人税等は、流動性のリスクに晒されております。そのほとんどが1年以内の支払期日であります。当該リスクに関しては、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、銀行や証券会社より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	81,631	81,631	—
(2) 売掛金	19,515		
貸倒引当金(*1)	△55		
	19,459	19,459	—
(3) 敷金	25,262	24,690	△572
資産計	126,353	125,781	△572
(1) 未払金	4,251	4,251	—
(2) 未払費用	3,792	3,792	—
(3) 未払法人税等	180	180	—
(4) 短期借入金	50,000	50,000	—
(5) 長期借入金(*2)	35,692	35,809	117
負債計	93,916	94,033	117

(*1)売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2)長期借入金には「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

償還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いて算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用、(3) 未払法人税等、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成29年1月31日)
保険積立金	22,757

保険積立金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	81,631	—	—	—
売掛金	19,515	—	—	—
合計	101,147	—	—	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
長期借入金	17,188	6,112	5,712	5,712	968	—
合計	67,188	6,112	5,712	5,712	968	—

当事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき必要な資金は自己資金の充当又は銀行借入により調達しております。一時的な余資は短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内の与信管理等の規定に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金は、オフィスの賃貸借契約に基づき預託したものであり、預託先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用及び未払法人税等は、流動性のリスクに晒されております。そのほとんどが1年以内の支払期日であります。当該リスクに関しては、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、銀行や証券会社より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	154,306	154,306	—
(2) 売掛金	13,515	13,515	—
(3) 敷金	25,262	24,907	△355
資産計	193,084	192,729	△355
(1) 買掛金	2,587	2,587	—
(2) 未払金	11,122	11,122	—
(3) 未払費用	8,090	8,090	—
(4) 未払法人税等	290	290	—
(5) 短期借入金	50,000	50,000	—
(6) 長期借入金(*)	18,504	18,552	48
負債計	90,594	90,643	48

(*)長期借入金には「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

償還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いて算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	154,306	—	—	—
売掛金	13,515	—	—	—
合計	167,821	—	—	—

3. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
長期借入金	6,112	5,712	5,712	968	—	—
合計	56,112	5,712	5,712	968	—	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成28年 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 19名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 67,100株
付与日	平成28年11月14日
権利確定条件	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 平成30年11月15日 至 平成38年11月14日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成29年1月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成28年 第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	67,100
失効	—
権利確定	—
未確定残	67,100
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	平成28年 第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,000
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法はディスカウント・キャッシュフロー方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

当事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成28年 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 19名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 67,100株
付与日	平成28年11月14日
権利確定条件	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 平成30年11月15日 至 平成38年11月14日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成30年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成28年 第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	67,100
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	67,100
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	平成28年 第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,000
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法はディスカウント・キャッシュフロー方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度（平成29年1月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年1月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	7,123千円
繰越欠損金	18,692
その他	19
繰延税金資産小計	25,835
評価性引当額	△25,835
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
保険積立金認定損	△2,704
資産除去債務に対応する除去費用	△406
繰延税金負債合計	△3,110

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した34.3%から平成29年2月1日に開始する事業年度及び平成30年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.8%に、平成31年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、33.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成30年1月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成30年1月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	8,274千円
繰越欠損金	6,436
その他	26
繰延税金資産小計	14,736
評価性引当額	△5,590
繰延税金資産合計	9,147
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△335
繰延税金負債合計	△335
繰延税金資産の純額	8,811

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成30年1月31日)
法定実効税率	33.8%
(調整)	
住民税均等割	1.2
評価性引当額の増減	△83.0
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△47.7

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.99%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
期首残高	1,904千円
時の経過による調整額	18
期末残高	1,923

当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.99%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
期首残高	1,923千円
時の経過による調整額	19
期末残高	1,942

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

当社は、キャリアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

当社は、キャリアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	音成洋介	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 70.0	債務被保証	当社借入に係る債務被保証 (注) 2	35,692	-	-
							事務所貸借に関する債務被保証 (注) 2	29,149	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、借入に対して債務保証を受けております。なお、借入に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末の借入金残高を記載しております。また、音成洋介に対する債務保証料の支払いは行っておりません。当社の事務所の賃貸借契約について債務保証を受けております。なお、事務所貸借に関する債務被保証の取引金額は、当事業年度の支払額を記載しております。また、音成洋介に対する保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	音成洋介	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 70.0	債務被保証	当社借入に係る債務被保証 (注) 2	18,504	-	-
							事務所貸借に関する債務被保証 (注) 2	30,444	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、借入に対して債務保証を受けております。なお、借入に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末の借入金残高を記載しております。また、音成洋介に対する債務保証料の支払いは行っておりません。当社の事務所の賃貸借契約について債務保証を受けております。なお、事務所貸借に関する債務被保証の取引金額は、当事業年度の支払額を記載しております。また、音成洋介に対する保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
1株当たり純資産額	△46.94円
1株当たり当期純損失金額 (△)	△13.14円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
2. 当社は、平成28年11月14日付で、株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
当期純損失金額 (△) (千円)	△11,830
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純損失金額 (△) (千円)	△11,830
普通株式の期中平均株式数 (株)	900,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数67,100個 普通株式67,100株)。 なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、以下の普通株式の数にはA種類株式の数を除いて算定しております。

	当事業年度 (平成29年1月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	57,756
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	100,000
(うちA種類株式) (千円)	(100,000)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	△42,243
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数 (株)	900,000

当事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
1株当たり純資産額	△6.90円
1株当たり当期純利益金額	40.04円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
当期純利益金額（千円）	36,036
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	36,036
普通株式の期中平均株式数（株）	900,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数67,100個 普通株式67,100株)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、以下の普通株式の数にはA種類株式の数を除いて算定しております。

	当事業年度 (平成30年1月31日)
純資産の部の合計額（千円）	93,792
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	100,000
（うちA種類株式）（千円）	(100,000)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	△6,207
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	900,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

(第2回ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、平成30年4月27日開催の定時株主総会決議に基づき、同日開催の取締役会において、当社の取締役、監査役及び従業員に対して、ストック・オプション(新株予約権)を発行することを決議いたしました。

(1) スtock・オプションを発行する理由

当社の中長期的な企業価値の増大を図るにあたって、より一層の意欲や士気を向上させ、業績拡大に対するコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の取締役、監査役及び従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 新株予約権の割当日

平成30年4月27日

(3) 新株予約権の総数

475個

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 47,500株(新株予約権1個につき100株)

(5) 割当対象者の区分及び人数

当社取締役 3名、当社監査役 2名、当社従業員 27名

(6) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないこととする。

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

総額 52,250,000円(1株につき1,100円)

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額及び資本組入額

発行価格 1株につき1,100円

資本組入額 1株につき550円

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 52,250,000円

資本組入額の総額 26,125,000円

(10) 新株予約権の行使期間

平成32年4月28日～平成40年4月27日

(11) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。
- ② 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ その他権利行使の条件は、別途当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ハウテレビジョン第2回新株予約権割当契約書」に従う。

(第3回ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、平成30年4月27日開催の定時株主総会決議に基づき、同年7月31日開催の取締役会において、当社の従業員に対して、ストック・オプション(新株予約権)を発行することを決議いたしました。

(1) スtock・オプションを発行する理由

当社の中長期的な企業価値の増大を図るにあたって、より一層の意欲や士気を向上させ、業績拡大に対するコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 新株予約権の割当日

平成30年7月31日

(3) 新株予約権の総数

72個

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 7,200株(新株予約権1個につき100株)

(5) 割当対象者の区分及び人数

当社従業員 4名

(6) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないこととする。

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

総額 7,920,000円(1株につき1,100円)

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額及び資本組入額

発行価格 1株につき1,100円

資本組入額 1株につき550円

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 7,920,000円

資本組入額の総額 3,960,000円

(10) 新株予約権の行使期間

平成32年8月1日～平成40年7月16日

(11) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。

② 本新株予約権の相続はこれを認めない。

③ その他権利行使の条件は、別途当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ハウテレビジョン第3回新株予約権割当契約書」に従う。

(優先株式の普通株式との交換及び優先株式の消却)

当社は、A種類株主が当社定款に基づき行使した取得請求権に基づき、平成30年12月7日付で、A種類株式のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付いたしました。なお、平成31年1月8日開催の取締役会の決議により、同日付で会社法第178条に基づき自己株式として保有するA種類株式をすべて消却しております。

- (1) 取得株式数
A種類株式 100,000株

- (2) 交換により交付した普通株式数
普通株式 100,000株

- (3) 交付後の発行済普通株式数
1,000,000株

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自 平成30年2月1日
至 平成30年10月31日)

減価償却費 17,569千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 平成30年2月1日 至 平成30年10月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当第3四半期累計期間（自 平成30年2月1日 至 平成30年10月31日）

当社は、キャリアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成30年2月1日 至 平成30年10月31日)
1株当たり四半期純利益金額	12円09銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	10,878
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	10,878
普通株式の期中平均株式数（株）	900,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数525個 普通株式52,500株)

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

(優先株式の普通株式との交換及び優先株式の消却)

当社は、A種類株主が当社定款に基づき行使した取得請求権に基づき、平成30年12月7日付で、A種類株式のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付いたしました。なお、平成31年1月8日開催の取締役会の決議により、同日付で会社法第178条に基づき自己株式として保有するA種類株式をすべて消却しております。

(1) 取得株式数

A種類株式 100,000株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式 100,000株

(3) 交付後の発行済普通株式数

1,000,000株

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	12,575	—	—	12,575	3,733	857	8,842
工具、器具及び備品	114	—	—	114	114	—	—
有形固定資産計	12,690	—	—	12,690	3,847	857	8,842
無形固定資産							
ソフトウェア	75,185	20,726	3,545	92,367	61,764	19,686	30,603
無形固定資産計	75,185	20,726	3,545	92,367	61,764	19,686	30,603
長期前払費用	770	—	—	770	540	110	229

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 自社開発ソフトウェアの増加 (20,726千円)

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 自社開発ソフトウェアの除却 (3,545千円)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	50,000	50,000	1.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	17,188	6,112	0.8	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	18,504	12,392	0.7	平成31年2月28日 ～ 平成33年3月31日
合計	85,692	68,504	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	5,712	5,712	968	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	55	—	—	55	—

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	107
預金	
普通預金	154,198
小計	154,198
合計	154,306

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社リクルートキャリア	2,177
ABB株式会社	1,833
RIZAP株式会社	1,301
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	1,238
株式会社バイカレント・コンサルティング	897
その他	6,066
合計	13,515

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
19,515	444,089	450,089	13,515	97.1	14

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 貯蔵品

区分	金額 (千円)
貯蔵品	760
合計	760

ニ. 敷金

区分	金額 (千円)
事務所敷金	25,262
合計	25,262

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社イオレ	1,382
マーベリック株式会社	1,204
合計	2,587

ロ. 前受金

相手先	金額 (千円)
株式会社ミスミグループ本社	5,926
ソフトバンク株式会社	3,552
株式会社国際協力銀行	3,432
株式会社レイヤーズ・コンサルティング	2,781
株式会社日本政策投資銀行	2,116
その他	35,441
合計	53,249

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成31年3月20日開催の取締役会において承認された第9期事業年度（平成30年2月1日から平成31年1月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領していません。

① 財務諸表

イ 貸借対照表

(単位：千円)

	当事業年度 (平成31年1月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	180,671
売掛金	38,530
貯蔵品	826
前払費用	4,072
流動資産合計	224,101
固定資産	
有形固定資産	
建物	12,575
減価償却累計額	△4,550
建物（純額）	8,025
工具、器具及び備品	1,397
減価償却累計額	△186
工具、器具及び備品（純額）	1,211
有形固定資産合計	9,236
無形固定資産	
ソフトウェア	40,431
その他	4,409
無形固定資産合計	44,841
投資その他の資産	
敷金	26,315
繰延税金資産	2,831
投資その他の資産合計	29,146
固定資産合計	83,224
資産合計	307,325

(単位：千円)

当事業年度
(平成31年1月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	1,016
短期借入金	※50,000
未払金	18,872
未払費用	12,094
未払法人税等	11,350
未払消費税等	17,864
前受金	47,228
預り金	1,011
流動負債合計	159,439
固定負債	
資産除去債務	1,961
固定負債合計	1,961
負債合計	161,401
純資産の部	
株主資本	
資本金	56,500
資本剰余金	
資本準備金	52,500
資本剰余金合計	52,500
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	36,923
利益剰余金合計	36,923
株主資本合計	145,923
純資産合計	145,923
負債純資産合計	307,325

ロ 損益計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
売上高	658,529
売上原価	137,734
売上総利益	520,794
販売費及び一般管理費	※448,444
営業利益	72,349
営業外収益	
受取利息	1
受取手数料	16
消費税等差額	36
営業外収益合計	54
営業外費用	
支払利息	885
支払手数料	2,055
その他	0
営業外費用合計	2,941
経常利益	69,463
税引前当期純利益	69,463
法人税、住民税及び事業税	11,351
法人税等調整額	5,980
法人税等合計	17,331
当期純利益	52,131

売上原価明細書

		当事業年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		62,377	45.3
II 経費	※	75,357	54.7
当期売上原価		137,734	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) ※ 主な内訳は次のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
減価償却費 (千円)	24,370
地代家賃 (千円)	12,620
広告委託費 (千円)	28,281

ハ 株主資本等変動計算書

当事業年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	56,500	52,500	52,500	△15,207	△15,207	93,792	93,792
当期変動額							
当期純利益				52,131	52,131	52,131	52,131
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							—
当期変動額合計	—	—	—	52,131	52,131	52,131	52,131
当期末残高	56,500	52,500	52,500	36,923	36,923	145,923	145,923

ニ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	69,463
減価償却費	25,259
受取利息	△1
支払利息	885
売上債権の増減額 (△は増加)	△25,015
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△66
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,570
未払金の増減額 (△は減少)	9,997
前受金の増減額 (△は減少)	△6,021
その他	16,170
小計	89,102
利息の受取額	1
利息の支払額	△885
法人税等の還付額	133
法人税等の支払額	△290
営業活動によるキャッシュ・フロー	88,061
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△380
無形固定資産の取得による支出	△41,758
敷金の差入による支出	△1,052
投資活動によるキャッシュ・フロー	△43,191
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△18,504
財務活動によるキャッシュ・フロー	△18,504
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	26,365
現金及び現金同等物の期首残高	154,306
現金及び現金同等物の期末残高	※180,671

注記事項

(重要な会計方針)

当事業年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年～5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は当事業年度11.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は当事業年度88.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
役員報酬	51,444千円
給料及び手当	149,843
支払手数料	46,628
賃借料	18,765
支払報酬	59,723
減価償却費	888

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	900,000	100,000	—	1,000,000
A種類株式 (注) 2	100,000	—	100,000	—
合計	1,000,000	100,000	100,000	1,000,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種類株式 (注) 1、2	—	100,000	100,000	—
合計	—	100,000	100,000	—

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加100,000株及びA種類株式の自己株式の増加100,000株は、当社A種類株主よりA種類株式を取得する対価として普通株式を交付したことによるものであります。

2. A種類株式の発行済株式総数の減少100,000株及び自己株式の減少100,000株は会社法第178条に基づき当社が自己株式として保有するA種類株式をすべて消却したことによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
現金及び預金勘定	180,671千円
現金及び現金同等物	180,671

(リース取引関係)

当事業年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

重要性に乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき必要な資金は自己資金の充当又は銀行借入により調達しております。一時的な余資は短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内の与信管理等の規定に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金は、オフィスの賃貸借契約に基づき預託したものであり、預託先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、流動性のリスクに晒されております。そのほとんどが1年以内の支払期日であります。当該リスクに関しては、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、銀行や証券会社より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	180,671	180,671	—
(2) 売掛金	38,530	38,530	—
(3) 敷金	26,315	26,315	—
資産計	245,518	245,517	—
(1) 買掛金	1,016	1,016	—
(2) 未払金	18,872	18,872	—
(3) 未払費用	12,094	12,094	—
(4) 未払法人税等	11,350	11,350	—
(5) 未払消費税等	17,864	17,864	—
(6) 短期借入金	50,000	50,000	—
負債計	111,199	111,199	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

償還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いて算定しております。また、国債の利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	180,671	—	—	—
売掛金	38,530	—	—	—
合計	219,202	—	—	—

3. その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
合計	50,000	—	—	—	—	—

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成28年 第1回新株予約権	平成30年 第2回新株予約権	平成30年 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 19名	当社取締役 3名 当社監査役 2名 当社従業員 27名	当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 67,100株	普通株式 47,500株	普通株式 7,200株
付与日	平成28年11月14日	平成30年4月27日	平成30年7月31日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成30年11月15日 至 平成38年11月14日	自 平成32年4月28日 至 平成40年4月27日	自 平成32年8月1日 至 平成40年7月16日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成31年1月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成28年 第1回新株予約権	平成30年 第2回新株予約権	平成30年 第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	67,100	—	—
付与	—	47,500	7,200
失効	55,600	2,200	—
権利確定	11,500	—	—
未確定残	—	45,300	7,200
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	11,500	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	11,500	—	—

② 単価情報

	平成28年 第1回新株予約権	平成30年 第2回新株予約権	平成30年 第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,000	1,100	1,100
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りにしております。

また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法はディスカウント・キャッシュフロー方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

当事業年度（平成31年1月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成31年1月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	4,642千円
その他	26
繰延税金資産小計	4,668
評価性引当額	△1,594
繰延税金資産合計	3,074
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△243
繰延税金負債合計	△243
繰延税金資産の純額	2,831

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成31年1月31日)
法定実効税率	33.8%
(調整)	
住民税均等割	0.4
評価性引当額の増減	△5.8
雇用者給与増加税額控除	△3.4
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.0

(資産除去債務関係)

当事業年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.99%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
期首残高	1,942千円
時の経過による調整額	19
期末残高	1,961

(セグメント情報等)

セグメント情報

当事業年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

当社は、キャリアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社リクルートキャリア	98,454	キャリアプラットフォーム事業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当事業年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	音成洋介	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 70.0	債務被保証	事務所貸借に関する債務被保証 (注) 2	30,444	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の事務所の賃貸借契約について債務保証を受けております。なお、事務所貸借に関する債務被保証の取引金額は、当事業年度の支払額を記載しております。また、音成洋介に対する保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

当事業年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

	当事業年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
1株当たり純資産額	145.92円
1株当たり当期純利益	56.95円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
当期純利益 (千円)	52,131
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	52,131
普通株式の期中平均株式数 (株)	915,342
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数12,025個 普通株式64,000株)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当事業年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎年4月
基準日	毎年1月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日 毎年1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	電子公告に掲載する方法により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://howtelevision.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年 12月20日	株式会社MID ベンチャーキャピタル 代表取締役社長 村井 孝行	東京都千代田区有楽町一丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	緑川 正博	東京都渋谷区	(注) 5	A種類株式 20,000	20,000,000 (1,000) (注) 6	所有者の事情による
平成30年 6月21日	緑川 正博	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	村井 孝行	東京都江東区	(注) 5	A種類株式 10,000	10,000,000 (1,000) (注) 6	所有者の事情による
平成30年 12月7日	-	-	-	株式会社MID ベンチャーキャピタル 代表取締役社長 村井 孝行	東京都千代田区有楽町一丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 30,000 A種類株式 △30,000	-	A種類株式の普通株式への転換 (取得条項の行使)
平成30年 12月7日	-	-	-	SMBCベンチャーキャピタル 2号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員 SMBCベンチャーキャピタル 株式会社 代表取締役社長 石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 30,000 A種類株式 △30,000	-	A種類株式の普通株式への転換 (取得条項の行使)
平成30年 12月7日	-	-	-	みずほ成長支援投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 川端 雅	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 20,000 A種類株式 △20,000	-	A種類株式の普通株式への転換 (取得条項の行使)
平成30年 12月7日	-	-	-	緑川 正博	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 10,000 A種類株式 △10,000	-	A種類株式の普通株式への転換 (取得条項の行使)
平成30年 12月7日	-	-	-	村井 孝行	東京都江東区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 10,000 A種類株式 △10,000	-	A種類株式の普通株式への転換 (取得条項の行使)
平成30年 12月20日	株式会社MID ベンチャーキャピタル 代表取締役社長 村井 孝行	東京都千代田区有楽町一丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 4	エン・ジャパン株式会社 代表取締役社長 鈴木 孝二	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	(注) 5	普通株式 30,000	120,000,000 (4,000) (注) 7	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成30年 12月20日	SMBCベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任組合 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 4	エン・ジャパン株式会社 代表取締役社長 鈴木 孝二	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	(注) 5	普通株式 30,000	120,000,000 (4,000) (注) 7	所有者の事情による
平成30年 12月20日	みずほ成長支援投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 川端 雅	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 4	エン・ジャパン株式会社 代表取締役社長 鈴木 孝二	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	(注) 5	普通株式 20,000	80,000,000 (4,000) (注) 7	所有者の事情による
平成30年 12月20日	緑川 正博	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 4	エン・ジャパン株式会社 代表取締役社長 鈴木 孝二	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	(注) 5	普通株式 10,000	40,000,000 (4,000) (注) 7	所有者の事情による
平成30年 12月20日	村井 孝行	東京都江東区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 4	エン・ジャパン株式会社 代表取締役社長 鈴木 孝二	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	(注) 5	普通株式 10,000	40,000,000 (4,000) (注) 7	所有者の事情による

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成28年2月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

4. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）ではなくなりました。

5. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
6. 移動価格は、直近取引事例を参考にし、当事者間で協議の上決定した価格であります。
7. 移動価格は、ディスカウントキャッシュフロー法、類似会社比較法により算定した価格を総合的に勘案して決定しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成28年11月14日	平成30年4月27日	平成30年7月31日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 67,100株	普通株式 47,500株	普通株式 7,200株
発行価格	1,000円(注)3	1,100円(注)3	1,100円(注)3
資本組入額	500円	550円	550円
発行価額の総額	67,100,000円	52,250,000円	7,920,000円
資本組入額の総額	33,550,000円	26,125,000円	3,960,000円
発行方法	平成28年11月14日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成30年4月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成30年4月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成30年1月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式により算定した価格を参考として決定しております。
 4. 第1回新株予約権は退職等により取締役2名、監査役2名及び従業員14名55,600株分の権利が喪失しております。
 5. 第2回新株予約権は退職等により従業員2名2,200株分の権利が喪失しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1,000円	1,100円	1,100円
行使請求期間	平成30年11月15日から 平成38年11月14日まで	平成32年4月28日から 平成40年4月27日まで	平成32年8月1日から 平成40年7月16日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
津田 泰之	千葉県浦安市	会社員	9,000	9,000,000 (1,000)	当社従業員
大里 健祐	東京都杉並区	会社員	1,100	1,100,000 (1,000)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものについては、記載していません。

2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く。）3名、割当株式の総数1,400株に関する記載は省略しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
長村 禎庸	東京都世田谷区	会社役員	15,000	16,500,000 (1,100)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
西塚 慎太郎	東京都足立区	会社役員	8,000	8,800,000 (1,100)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
佐々木 康太郎	東京都杉並区	会社員	3,000	3,300,000 (1,100)	当社従業員
千田 拓治	東京都目黒区	会社員	2,500	2,750,000 (1,100)	当社従業員
津田 泰之	東京都江東区	会社員	2,000	2,200,000 (1,100)	当社従業員
丸山 紀一郎	東京都多摩市	会社員	2,000	2,200,000 (1,100)	当社従業員
川副 浩司	東京都品川区	会社員	1,500	1,650,000 (1,100)	当社従業員
堀江 隆介	神奈川県横浜市都筑区	会社員	1,500	1,650,000 (1,100)	当社従業員
赤池 敦史	東京都港区	会社役員	1,000	1,100,000 (1,100)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
大橋 克己	神奈川県横浜市泉区	会社役員	1,000	1,100,000 (1,100)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
森下 俊光	東京都練馬区	会社役員	300	330,000 (1,100)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものについては、記載していません。

2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く。）19名、割当株式の総数7,500株に関する記載は省略しております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
佐々木 康太郎	東京都杉並区	会社員	5,000	5,500,000 (1,100)	当社従業員

(注) 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く。)3名、割当株式の総数2,200株に関する記載は省略しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
音成 洋介(注) 1、2	東京都港区	700,000	65.79
音成 恵里(注) 1、3	東京都港区	200,000	18.80
エン・ジャパン株式会社(注) 1	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	100,000	9.40
長村 禎庸(注) 4	東京都世田谷区	15,000 (15,000)	1.41 (1.41)
津田 泰之(注) 5	東京都江東区	11,000 (11,000)	1.03 (1.03)
西塚 慎太郎(注) 4	東京都足立区	8,000 (8,000)	0.75 (0.75)
佐々木 康太朗(注) 5	東京都杉並区	8,000 (8,000)	0.75 (0.75)
千田 拓治(注) 5	東京都目黒区	2,500 (2,500)	0.23 (0.23)
大里 健祐(注) 5	東京都杉並区	2,000 (2,000)	0.19 (0.19)
丸山 紀一朗(注) 5	東京都多摩市	2,000 (2,000)	0.19 (0.19)
山本 裕介(注) 5	東京都西東京市	1,500 (1,500)	0.14 (0.14)
川副 浩司(注) 5	東京都品川区	1,500 (1,500)	0.14 (0.14)
堀江 隆介(注) 5	神奈川県横浜市都筑区	1,500 (1,500)	0.14 (0.14)
所有株式数1,000株の株主3名	—	3,000 (3,000)	0.28 (0.28)
所有株式数700株の株主2名	—	1,400 (1,400)	0.13 (0.13)
所有株式数500株の株主6名	—	3,000 (3,000)	0.28 (0.28)
所有株式数300株の株主12名	—	3,600 (3,600)	0.34 (0.34)
計	—	1,064,000 (64,000)	100.00 (6.02)

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長の配偶者)

4. 特別利害関係者等(当社の取締役)

5. 当社の従業員

6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

7. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

平成31年3月12日

株式会社ハウテレビジョン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハウテレビジョンの平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハウテレビジョンの平成29年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成31年3月12日

株式会社ハウテレビジョン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハウテレビジョンの平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハウテレビジョンの平成30年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成31年3月12日

株式会社ハウテレビジョン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハウテレビジョンの平成30年2月1日から平成31年1月31日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（平成30年8月1日から平成30年10月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成30年2月1日から平成30年10月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハウテレビジョンの平成31年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

